

第六十四回 参議院農林水産委員会會議録第五号

昭和四十五年十二月十七日(木曜日)

午前十時二十九分開会

委員の異動

十二月十六日

委員任田新治君は逝去された。

十二月十七日

辞任

矢追 秀彦君

補欠選任

宮崎 正義君

出席者は左のとおり。

理事

亀井 善彰君

高橋雄之助君

達田 龍彦君

村田 秀三君

沢田 実君

委員

青田源太郎君

小枝 一雄君

小林 国司君

櫻井 志郎君

鈴木 省吾君

田口長治郎君

森 八三二君

和田 鶴一君

北村 暢君

武内 五郎君

中村 波男君

前川 且君

宮崎 正義君

向井 長年君

河田 賢治君

国務大臣

農林大臣

倉石 忠雄君

政府委員

経済企画庁審議官

農林政務次官

農林省農政局長

農林省農地局長

林野庁長官

水産庁長官

事務局側

常任委員会専門員

説明員

内閣審議官

厚生大臣官房国立公園部管理課長

厚生省環境衛生局公害部公害課長

農林水産技術会議事務局研究参事官

食糧庁次長

通商産業省公害保安局鉱山課長

川井 一之君

内村 良英君

伊勢谷 三樹郎君

会の委員であり、前農林水産委員長であられました任田新治君が、昨夜心筋梗塞のため急逝せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。ここにつつしんで同君の長年にわたる御功績をしのび、各位とともに黙禱して御冥福をお祈りしたいと思います。

どうぞ御起立をお願いいたします。

〔総員起立、黙禱〕

○理事(高橋雄之助君) 黙禱を終わります。御着席をお願いいたします。

○理事(高橋雄之助君) 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○前川且君 最初に大臣にお伺いいたしますが、ただいま当国会で審議されております基本法の中で、土壤の環境基準が設けられるということになっておりますが、この基本法における土壤の環境基準と本法との関連は一体どう考えたいのか。たとえば、かなりきびしいところで環境基準というものが設定されるであろうということが予想されます。その環境基準に、この土壤汚染を防止するこの法律を運営するにあたって、かなりきびしいであろうと予測される基本法における土壤の環境基準というものを指標にするのかどうか。全然これは別のものだということになるのかどうか。あくまでも指標としてそれを達成するように努力をされるのかどうか、その関連についてまずお伺いいたします。

○政府委員(中野和仁君) 今回基本法が改正されますれば、土壤についても望ましい基準というところで環境基準ができることになっております。しかしながら昨日の御議論にもありましたように、重金属が土壤に入っておりますので、それが農作物に吸われ、そして人の健康に影響があるという関係でございます。これが、われわれとしましては相関的な関係があるということはおわかっておりますけれども、具体的に一義的にどうなのかということはまだ研究が進んでおりません。したがって、その研究を早急に進めた上で環境基準をつくることになるわけです。それで環境基準をつくるということは、われわれとしては法律がきまりました以上、なるべく早くつくらねばならぬと考えておりますけれども、すぐには率直に申し上げまして土壤の面からの環境基準ができない現在でございます。

そこで、まあ御質問に対してお答えすることになるわけでございますが、その環境基準をどの程度のものにするか。これは人の健康との関係で望ましい基準ということになっておりますから、非常にゆるやかなものではないはずでございますけれども、具体的にどの水準になるかということが、まだわれわれとしては明らかになることができない段階でございます。したがって、その環境基準と今度の土壤汚染防止法の対象地域との関係ということも、これがイコールになるものか、あるいはもう少し環境基準のほうが広いものなのかということはまだ明らかにはできないわけでございます。

○前川且君 私が大臣と言って指名をしてお伺いをいたしましたのは、昨日の質疑の中で、いまは米なら米に出てくるカドミウムならカドミウムのPPMで判断しておられますが、将来は土壤に含んでいる——これは外国並みです、土壤に含んでいる汚染物質の量で規制を考えるという方向へいくという御答弁があったというふうに向っているものですから、この基本法における土壤の環境基準はそれにマッチしたものであらうと思えます。そうなりますと、これはかなりシビアなものがく

るんじゃないかと思うんですね。その場合に食
違いがずいぶん出てくると問題があると思う。
すから、ここへ出てきた望ましい環境基準、こ
はあくまでも指標であり、目標である、それか
出ないように努力するんだ、あるいは出ている
のはそこまで押えるように努力するんだ、そう
うような目標があつてしかるべきではないかと
うんですね。そこを実は聞きかかったわけです
その姿勢というものを。

○政府委員(中野和仁君) お話のとおりでござ
まして、われわれとしましては、できるだけ早
基本法が改正されました九条の環境基準とい
をつくるべきだと考えております。まだ世界的
も土壌で環境基準をつくっている例はございま
ん。われわれとしましては、しかし日本の場合
こういう問題になっているものですから、また
型公害に入ってきた以上はその試験研究を早
に詰めて、カドミウムなりあるいは銅、亜鉛
というものについてそれぞれきめたいと思っ
究をこれから早急に詰めていくわけにございま
ので、その点御了承をいただきたいと思いま
○前川且君 具体的になってないということでは

から、これは私は姿勢だけお伺いしたいと思うのでしたけれども、次にまいりましょう。

この法案の第三条に「人の健康をそこなうおそれがある農畜産物」とありますが、「人の健康をそこなうおそれがある」——これは食品衛生法から出てきた「PPM」と考えてよろしいわけですね。

○政府委員(中野和仁君) お話のとおりでございます。

まして、ただいまは米について食品衛生法で PPM 以上カドミウムが玄米に含まれている場合は、これは食品衛生法七条によりまして販売が禁止されております。現在はそれとおりでございます。そのほかの農作物につきましては、これから食品衛生法でそういうものが出てまいりますれば、当然これに入ってくる。

○前川旦君　それでは同じ第三条に「若しくは米該農用地における農作物等の生育が阻害されると認められる」ということが書いてありますが、「生

育が阻害される」というのはどういう意味で書かれておりますのか。たとえば土壌に含まれておりますカドミウム、まあ一つの例をあげます。カドミウムによって農作物の生育が阻害されるという例があるのかどうか、実態をつかんでいらっしゃいますか。

○政府委員(中野和仁君) カドミウムにつきましてはある程度のカドミウムが入っておりまして、稲そのものの生育が阻害されるというところまではわかってないと申しましょうか、現状では阻害はされないようでございます。ここに書きましたのはむしろ銅、亜鉛でございます。銅、亜鉛につきましましては相当土壌に銅が蓄積しますと、減収という事態が起きます。これは先生御承知のよう、明治以来の飢毒事件はみんなこちらの問題でございまして、われわれはこちらの生育が阻害されるという場合には、これは銅、亜鉛を考えてのものでございます。

○前川巨君　それではたとえば銅、亜鉛がどれだけ含まれておれば、あるいはどれだけふえれば、どれだけ減収になるというそういうデータはできていますか。

○政府委員(中野和仁君) かなりの地域でわれわれ調査をして持っておりますけれども、この法律を適用する場合は、もう一度その辺の減収と土壌に含まれる銅との関係というものを明確にした上で、ここでの政令で要件を考えろというふうに考えておりますけれども、渡良瀬その他について若干の調査はわれわれすでにあるわけであります。

○前川旦君 私はこのいう公害を防止するいろいろなことをやる場合に、必ず事業者側、企業側からの非常に根強い抵抗があると思います。いろいろな言いがかりと言えばことは少しきついかもしれないけれども、必ずつけられるんじゃないかというふうに思います。そこでたとえば農作物等の生育が阻害される、これははっきりしたのだ、受け含まれているばどだけ阻害されるのだ、こういうかなりはっきりした突っ込んだデータを持っていないと説得できないというか、後退せざるを

得ないということになりますので、その辺しつかりこれは考慮してもらいたいという意味で言っておりますんですが。

○政府委員（中野和仁君） お話しのとおりでございまして、われわれとしましては科学的なデータを正確にそろえなければならぬのが言えないということでありまして、昨日も申し上げましたけれども、農林省といたしましては相当な予算をつぎ込みまして、基礎的な調査、それからそういう汚染されておるような地域につきましての精密な調査をいたしたいと考えております。

○前川君　それでは第三条の「おそれが著しい」と認められるもの」、このおそれが著しいと認められる基準といえますか、それはどういうふうに置かれていますか。たとえばカドミウムで例をあげますと、何PPMとか、これは御承知のように要観察地域では○・四PPMという数字がすでに出ておりますが、この○・四PPMという数字をお使いになるのか、あるいはまた別の数字でお考えになるのか、その基準はどのようにお考えですか。

○政府委員(中野和仁君)「おそれが著しいと認められる」ということは書いてございますが、やや抽象的になって恐縮でございますけれども、カドミウムならカドミウムの汚染の状況とか、ある

にそれじゃカドミウムの場合に○・八のところがいいのか、○・七のところがいいのか、その辺はきめておりません。これはこの法律が通りますれば、土壌汚染防止の審議会がございますので、各方面の意見を聞いてその辺の基準をきめたいと考えております。

○前川旦君 昨日のこの委員会じゃありませんが、衆議院でしたか、公害対策特別委員会でも山中長官でしたか、○八PPMぐらいできめたいという御答弁をなさったように聞きましたが、まだ聞いておられませんか、いかがですか。

○政府委員(中野和仁君)　まだ私そういうふうなことを承っておりません。ただ、長官のお話承っておりませんので正確に申し上げられませんが、私も、先ほど私が抽象的に申し上げました趣旨は、その〇・八になりますか、〇・七になりますかわかりませんが、近くその一に近づくようなおそれのあるところというふうに御理解いただければと思います。

○前川且君　近くといいますが、いろいろ、こ

の近くというのは時期的な問題ですか、たとえば一年以内とか二年以内とか、何かその辺のめどは考えられておりませんか、まだ。

○政府委員（中野和仁君） これは一方での企業者

側)の排出規制との関係もあると思うのですが、いままで、たとえばあまり排出規制までかかっていないような工場について非常にきびしいのがかかる、としますれば、これ以上蓄積はとまるわけでございますから、極端に申し上げれば、一PPM以上の米が出ているところだけでいいのかもわかりませんが、あとはそこでとまりますから。しかし、なかなか――全面的に工場を閉鎖すればもちろん完全にとまりますけれども、なかなかそうもいかないというところで、それぞれ水のほうの基準なり、あるいは大気の基準ができますので、それの基準のきびしさとの関連も私はあるのじやないか。それが一年とか二年とか、その辺は私たちにもまだ、正直に申し上げましてわかりません。

前川旦君　　こういうのはっきりした成文の法案を

出しておいでになるのですから、かなり適確にそういうことも論議をされたのではないかと、いうふうな常識的に考えますけれども、まだ論議されていないというのであれば、これからのことであるというのであればやむを得ません。

○北村暢君 関連して。きのうからこの論議をやっているわけですが、私、一つお伺いしておきたいのは、先ほど前川君から公害基本法との関係の問題、土壌の環境基準の問題について質問があったのですが、私もきのうの補償の問題と関連して、一・〇PPMの米の出るところに對しては損害補償をする。いわゆる企業責任において費用を負担するのだと、こういうことであります。が、どうもまだ科学的なデータが出ていないからそうならざるを得ないのだらうと思うのだが、やはりそれでは実是不確定だと思ふのです。土壌の汚染なんですから、これが作物について、厚生省の許容基準でもって費用負担したり、しなかったりすることなんですから、実際は土壌そのものが汚染されているのですから、汚染の程度によってこれは費用負担したり、しなかったりするというのが、直接から言えば当然のことです。それがいまやりたくてもわからないわけでしょう、基準がないのだから。またそのデータもないということでしょう。ところがいま稲についてだけは、水田についてだけは一・〇PPMという基準があるけれども、カドミウムの問題は稲の問題ですからそうなんでしょうけれども、しかし、これはわかっているものは稲だけ、米についてだけですけれども、実際問題として、これはほかの農作物に一体カドミウムが入っているのか入っていないのか、この問題が出てくると思うのです。よ。しかも土壌から農作物が吸収するのですから、その作物によってまた吸収の度が違ってくるという問題も出てくる。これは水質だけではなしに、安中で問題になっているように、今度の大気汚染でもって、ばい煙からカドミウムが出てくるというところもあるのです。だから土壌だけでなしに直接かかってくるという問題も出てきて非常にまだ解

明されていない問題がたくさんあると思うのです。たくさんある。したがって、まことに不確定な規定のもとに、いまこの問題が、わかっている範囲の米の一・〇PPM、この問題になっているわけですね。ですからこの基本法でいう土壌の環境基準というものがわからなければ、厳密な意味におけるこの費用の企業負担だと何だとかいうことが私は出てこないような感じがして、このです。実際はいま言ったように、その作物によって吸収度が違ったり何かしてくるわけですから、ですからそういう面からいえば、私は汚染度をどこに持つてくるかというところが非常に問題だと思ふのですがね。そういう点がまだ解明されていない。いま前川君の質問からも、その土壌の環境基準については早急にきめたい、こうおっしゃるのでありますけれども、世界的にもそのデータはないし、いまだ農林省もそういう意味における研究というものはなされておられないわけですね。今度初めてこの法律が出てきて、いまま公害基本法に土壌の環境基準というものをきめるといふことになって、これから環境をつくるための研究が始まるわけですね。ですから非常に不確定要素があると思ふのです。

そういうようなことが、実際にこの環境基準をきめるようなことがどういう体制で、しかも技術的に可能な見通しというものが、二年のうちにそういうことができるのかどうか、法律で環境基準をきめても、五年も十年も先でなければとてむずかしい、やってみなければわからないというしろものなのか、どうなのかということね。そうすれば、いまのところは若干不確定要素を含みながら、この法律が通ったとしても、ごく近い将来においてこの基準というものがきめられるならば、技術の発達なり研究の成果によってできるならば、私はそれなりに理解したいと思ふのですけれども、そこら辺の技術的な判断というものがどのように検討され、どのような見通しを持っておられるかということが非常に疑問のあるところでありますから、お伺いしておきたいと思

うのです。

○説明員(川井一之君) いまお話にありましたように、この環境基準にかかわる研究につきましては、体系的な研究はこれから進んでいく段階にあるのでございすけれども、いまだこれに関連する研究が若干ございまして、そこら辺の簡単な概要を御紹介いたしますと、やはり水道が汚染されてくるような地区にいろいろ作物があれば、各作物についてはそれぞれ汚染の特徴があるようございす。これは限られたデータでございすので、なお今後多数のデータによってこういう傾向は若干変わってくると思ひますが、たとえば麦類で申しますと、水稲よりはややく吸収するとい

り吸収が多い、それからわりあい粘土の多いところでは逆に吸収がしにくいという傾向とか、そのほかいろいろ土壌の性質によりまして傾向があるようございす。現在全国的にこの環境基準を設定するに必要な調査研究を集中的に進めておりまして、できるだけ広くデータを収集いたしまして、その環境基準設定に必要な、基礎的なデータを至急まとめていきたいというふうな状況でございす。

○北村暢君 至急とおっしゃいますね、そういういま説明を聞きまして、今度のこの農用地の土壌汚染防止の法案が通っても、これはいま対象は米だけなんですよ。一PPM、土壌の改良の事業なんかこれは対象になっていないのは水田だけなんです。いま説明を受けましたように、これは稲だけでない、カドミウムの問題は実はあらゆる農作物について問題があるわけなんだ。しかもその作物によってカドミウムの吸収度合いというものがそれぞれ違つておる。したがって、この土壌の環境というものが非常にむずかしいということはいまの説明でもわかりますが、早急に検討するといふのですが、先ほど私が申しましたように、一体その環境基準というものは、いろいろなものについて消費者の国民の皆さんが安心して食べられるようなもの、これは食べても安心ですよということができるような基準を示すということがやはり問題だと思ふのです。そういうような点からいくと、一体早急にやるといふのだけれども、私が先ほど言ったように、こゝ、二年でできるのか、もうものによつては十年先でもわからないのか、そこら辺の見通しを私は聞いて

わりましたけれども、もう少し見通しのところをはっきりさしていただきたい、こう思ふのです。

○説明員(川井一之君) 私どものほうは、環境基準を決定するために、いろいろ判断が必要でございす。その判断の基礎になる科学的なデータを至急検討するといふことではございす。現

がね。

在、ことしの産出されましたお米につきまして、そのお米とどろと水と、そういう関係のサンプルを収集いたしまして、いま精密な分析にかかって、おるわけでございます。したがしまして、ことしのおデータをできるだけ——できるだけと申しますのもそう長いことではございませんが、一応研究の可能性もございしますので、大体この春ぐらいまでは現在のデータを収集いたしまして、いろいろ検討をいたしまして、ある程度の基準を設定するというに、判断するに十分なデータが出るかどうかわかりませんけれども、この春ごろまでには、できるだけそういうデータを準備いたしましたということを目途にしております。なお、それに基づきまして、またいろいろ環境基準ということになりますと、いろんな条件も配慮して検討されるわけでございます。そういうことで、研究サイドとしましては、できるだけ早くというようなことでございます。

○前川旦君 それでは次に、指定汚染対策地域、これには上限と下限がありますか。

○政府委員(中野和仁君) 上限は私はないと思います。汚染されている、政令で定める要件に該当するところがありますれば、広がりはかなりあると思います。下限につきましては、この法文上は別に定めておりませんので、法文上問題ないわけでございますので、昨日も話が出ましたように、この対策事業は、原則的には公共事業でやるつもりでございますので、かなりまとまった地域をまとめて客土なりその他の事業をやるということでございますから、たとえば十アールかなんかぼつんと一つあるときに、県知事がこういう計画を立ててやるということになりますかどうか、この点になりますと若干問題あると思います。しかし、そこを放置するという意味ではございません。その場合はどういう予算的な措置でやりますかは、これから、そういうところがまだ具体的に出てきておりませんので、何とも具体策は申し上げられませんが、そこにつきまして、何らかの対策はとらなければならぬというふうに考えて

○前川旦君　きのうも論議されたはずですけれども、もうちょっと詰めておきたいので、くだいようで悪いのですけれども、下限を設定する理由、根拠は一体どういうことですか。いま、単なる公共事業としてやりたいから、それにはおのずからまとまつた地域でなければならぬという答弁がありましたが、それだけでは、下限を設定するというのは。

○政府委員(中野和仁君) 土地改良事業でやるという原則にしておりますので、土地改良事業は御承知のように十五人以上でもって始めるわけで、おのずからそれで大体の面積も想定されてくるわけでございます。しかし、きのうからも御議論がありましたように、たとえば三戸の農家だけが汚染されておったとか、あるいは五戸の農家で五ヘクタールというような小さいものも出てまいりますと、その場合公共事業として取り扱ったほうがいいのか、あるいはそこまですべてで単なる予算的な措置でやりますか、その辺はまだ具体的に地域が出てきておりませんので、農林省としてどういう予算を組むかというところまでいっていないわけですね。そういう意味で公共事業としては下限があるだろうということをお願いしたわけで、全体として下限があってそれ以上は絶対何もやらないんだということをはきのうから何も申し上げていないつもりです。

○前川且君　土地改良事業としてやるからには土地改良事業としてのやっぱり面積の制限がありますね。たしか特別なものは十ヘクタールだったと記憶しておりますけれども、十ヘクタールを下限と考えてよろしゅうございますか。農林省の考え方は十ヘクタールだということによってよろしいですか。

○政府委員(岩本道夫君) 昨日も御答弁申し上げたことでございますが、公共事業で土地改良事業をやります場合に、団体営の事業では一般的に二十ヘクタールが採択基準の限度になっておりますが、特別な事業につきましてはその基準を下げて

いる場合もございます。下げると思しきもので、そうやたらに下げられるものではございませんので、常識的に十ヘクターというのが一つのめどになると思いますが、この事業は新しい事業でございまして、これから予算折衝をしていく筋合いのものでございますので、いまここで何ヘクターということを申し上げるわけにはまいりませんが、私どもはほかの事業の例も参照しながら、できるだけ下げられるように折衝してまいりたいと考えております。

○中村波男君 昨日も質問をいたしたわけでありますが、公共事業で、いま農地局長の御答弁を聞きますと、幾ら下げても十ヘクタール程度ではなからうかということですが、十ヘクタール以下、現実には岐阜県の神岡町におきましては客土をやらなければならぬということが明らかな地域が出てきているわけですが、これは面積にいたしますと十ヘクタールなどにはならないわけです。

そういう現実を踏まえまして、十ヘクタール以下はこれは単事事業でやらせるんだとか、あるいはその他の方法を別途考えるところとかという明らかな方針というものをこの機会に農林省として出すべきではないかと思うのですよ。今後出てきたならば検討するというようなことで、検討ということになれば行政的な手続として即決をするようなことにはならないわけですから、おのずから予算が伴うわけですから、したがってやはりこういう場合はこうやるんだという方針をこの機会にひとつ各省間で、各局間で調整を願って明らかにされるということが必要だと思ひまして、さらに御質問をいたしましたわけですが、いかがですか。

○政府委員（中野和仁君） 昨日から申し上げておりますように、私はどうなるかわからぬということとを申し上げておるのではなくて、公共事業としては、先ほど農地局長が申し上げたとおりでございまずけれども、それ以下のものにつきましては、これは公共事業ではなくても、これを放置するといふつもりではございませんので、何らかの対策をとるといふことは申し上げたわけでござい

ます。それをそれじゃ具体的にどうしようということになりますと、これは調査をしてみまして、そういう地域が出てきて、これはどうしたいのかということをきめて予算措置をきめたいと思いますので、われわれはきのうからそういうことを申し上げております。したがって、どうするかということは、どうするかわからぬということを上げておるのではないことを御了解願いたい、前向きでそれに対処するということふうにお考えいだきたいと思います。

○北村暢君　ちよっとその点。明らかにきのうそういう答弁だったのですけれども、たとえば農作物の被害とか、あるいは小さな土地改良というふうなものもは企業責任においても、これは対象外にするのだということが出ておるのじゃないですか。企業負担の場合出ていないのですか。そういうものは対象にならないのだというようなことがたしかあったと思うのですよ。ですからそこところ、十ヘクタール以下でもやるという下限がはつきりしないという企業の費用負担に該当しない、あまり小さなものはしない、こういうようなことになりかねないのじゃないかという心配があるのですから、そこところを、小さなものでも救えるのかどうかということを中心配しておるわけです。ですから以下であっても公害のための、汚染防止のための事業なんだから特別に配慮されてやるのだということになれば、これはそれなりに理解するわけなんです、そういうものがあるように私どもは判断しておったものですから、そこところを、小さなものは対象にならなくなってしまう、だから下限というものがどこから……いま十ヘクタールそれ以下でもやるということになれば、十ヘクタールで下限があるのかないかということはいま盛んに聞いておるわけですから、十ヘクタールだけでも、下もやるというなら、それならばそれなりにわかるわけです。そういう心配があるのだから聞いておるのです。

○政府委員(中野和仁君)　もう一度整理して申し上げますが、この法律によります対策事業は法律

上は別に十ヘクタールとか二十ヘクタールという下限は置いておりません。ただわれわれが要観察地域とみましたところ、大体最小のものでも、昨日も申し上げたことと思いますが、十四ヘクタール程度というふうな地域もございまして、大体は公共事業でやれるものじゃないかというふうに考えただけでございます。しかし昨日から御指摘がありますように、それを下回る場合もあり得ます。その場合はたとえ公共事業でやらなくても、何らか具体的にそういう地域が出てまいりました場合は別な措置を前向きで考えたいということを申し上げたわけでありまして、費用負担の問題は、その両者について原因者が明確であれば当然大きくても小さくても費用負担の問題は企業者が負担するという問題はあるわけでございます。これは別に十ヘクタール以上ならば費用負担があつて、それ以下はないという意味じゃございません。

○前川旦君 小規模汚染地の問題はあとでお伺いすることにしてありますが、いま出ましたので……とたえ小規模であっても汚染原因がはつきりしておるときには企業者にその費用を負担させる、こういうことですか、いまおっしゃったのは。

○政府委員(中野和仁君) 費用負担法にもございしますように、被害が生じておる農用地について実際や客土事業については原因者がはつきりしておれば、この費用負担法のルールによりまして負担させるということになると思ひます。

○前川旦君 費用負担はあとで関連して聞きたいのですけれども、原因が明らかであるという場合が例としてはむしろ少なく、企業者としては必死になつてこれは抵抗するでしょうね。つまり、因果関係を否定してかかるだろうと思ふのです。そういうケースが多い。こういう場合はどうでしょうかね。民法上の不法行為と損害賠償責任、それだけの適用になりますか、小規模の場合は。原因がはつきりしているという事は、つまり企業者のほうで認めるということであると思ふのですよ。それをもしその因果関係その他で争ひになつ

た場合には、企業に負担させるといったつてそれはなかなかむずかしい問題が出てくるでしょう。その場合には、この民法上の不法行為と損害賠償責任と、その分だけがこの企業とそれから当事者の間に残るのでしょうか、小規模の場合、どうなりますか、それは。原因がはつきり——原因、その因果関係等について否定してかかるるときです、争ひになつたとき。

○説明員(小泉孝夫君) ただいまの御質問、土壌汚染防止法の対策事業というふうなことで、小規模云々とか原因者云々というふうなことでございしますと、農林省の土壌汚染防止法の問題になろうかと思ひますけれども、かりに費用負担法の問題として考えた場合どうかということでもございします、この費用負担法と申しますのは、実は公害対策基本法第二十二條の趣旨を実現するためのものである。ということはどういうことかと申しますと、結局、この事業者の費用負担と申しますのは、国とか地方公共団体が公共事業として事業者の事業活動による公害防止のため実施する事業がありました場合には、その費用を負担するというふうな問題でございまして、公法上の特別の負担金というふうな形をこの負担法の場合にとつておるわけでございします。

したがひまして、いまの御指摘のような民法上の問題として云々というふうな問題ではございしませんで、負担法で申しますと、この第三條に、「費用を負担させる事業者」というふうなことが書いてございまして、施行者のほうにおきまして、「当該公害防止事業に係る公害の原因となる事業活動」を行なつてゐるものはだれであるというふうなことを認定いたしまして、その費用なり何なりを決定していく、こういう手続でいくわけでございます。

○前川旦君 いまのはちよつとあとでやります。そうすると、いま下限がある、公共事業であるから下限があると、できるだけその下限を下げるように努力すると、目標は十ヘクタールくらいだというのが下限で、というお話が出ました。

そこで、もう一つ伺つておきますが、この下限のかりに十ヘクタールという数字が出ましたが、それは連続した平面でいつてゐるのですか、飛び飛びのものの合算ではだめなんですか。

○政府委員(岩本道夫君) 具体的な現地の状況によりましておのづから違つてくると思ひますが、多少離れておりましたも仕事を施行する見地からの連続性があれば一団地としてとり得る場合もあると思ひますが、それはあらゆる線を引く場合の常識と申しますか、常識上の考え方があり得るわけでございます。一義的に一がいにとりださうと申し上げるわけにはまいりません。

○前川旦君 それでは、たとえば一つの広い地域があります。そこで部分的に一PPM以上の米ができる、部分的には一PPM以上だけれども、その一地域全部を平均してみると、たとえば〇・七にしかならなかつた、こんなケースもあるだろうと思ふのですが、こんな場合はどうなりますか。やっぱりこれはその地域全体としてこの事業の対象になりますか。

○政府委員(岩本道夫君) 農地の土壌汚染対策地域の指定の姿がどういふことになるのか、いまのところ明確でございせんので、具体的なケースに当たつて、實際どういふ姿の指定になるかというところを今後調査してきめていくわけでございますから、抽象的にこの場でどうだと申し上げられませんが、ただいまの御質問もそういうのを一切がっさいにして、ひとつの団地として平均して〇・七PPMの場合にその全体を指定するの、あるいはその中の一PPMのところだけを指定して指定をするのか、対策地域の指定のしかたによつて考へていかなきゃならぬと思ひますので、現地の具体的な事情に応じて判断をしたいと思います。

○前川旦君 これを指定して事業をやるわけですが、汚染の復旧の事業で一番妥当なやつは、この農林省から出ております資料を讀ましてもらひましたけれども、排土、客土が一番よろしいというふうに書いてあるように思ひますが、事実そういうことでしょうか。排土、客土が一番的確な手段

であると思ひますのでございしますか。

○政府委員(岩本道夫君) 汚染対策事業としてはいろいろな種類の事業が考えられますが、一般的に申し上げまして、排土、客土が最も適した事業であらうという事は言えるわけでございます。しかしながらそれも現地の実情によることでございまして、あまりその汚染が進んでいないところ、まあそれが対策地域になるかどうかは別として、仮定の問題として汚染が少ないところに客土をするという事は、費用と効果との関係から見ても適當ではないわけでございます。そういうところは土壌改良剤の投入のほうがより効果的であるということになります。したがつて相当程度の汚染を頭に入れますと、排土、客土がまあ考え得る典型的な事業であらうと思ひますけれども、これも現地の実情によるところでございします。

○前川旦君 この農林省からお出しになつてゐる資料にいろいろの方法が出ていますけれども、それそれ批判も出ております。そうして排土、客土のところが一番適切な印象になつておりますので、いまあなたのおっしゃつたことと突き合せて、やはり排土、客土が、特に重汚染地域、一PPM以上のところは客土、排土ということにおおむねなるうかと思ひます。農林省のほうでこういう問題になりますのは、農林省のほうでこういうデータをつかんでいらつしやるかどうか。たとえば客土の厚さは一体幾らあつたらいいの。たとえば十センチなら十センチ排土して客土したら、それによつてPPMがどれだけ減少するの、その因果関係、その辺をはつきりつかんでいらつしやるのかどうか。それをつかんでいないと、これは同じように事業者のほうから反撃がくると思ひます。そういうデータがないと、それは實際にはそういうことをやつたつて効果があるかどうかかわからぬじゃないか、あるいは農林省は二十センチというけれども、十センチあればいいのじゃないか。二十センチの根拠はどうか。これはずつとおくられてしまひますね。ですから、その辺のデータを、こういう法案が出されるのですか

ら、おそらくちゃんとかんではいらつしやと思ひますが、つかんでいらつしやれば簡単でけつこうです。口頭でごく常識的に御説明いただききたいと思ひます。

○政府委員(若本道夫君) ただいま農地局におきまして、要観察地域で、ただいま御質問のありましたようなことを説明するために対策計画を樹立する前提としての調査を実施中でございます。その調査の内容はどのような土質のところまでの程度客土すればカドミウムがどの程度に薄められるかというようなことを追求しておるわけでございまして、近くその結果が第一年度のものが出まるとは思ひます。この調査は四十五年度に始めまして三年計画でやっております、こういう次第でございまして、まず初年度の結果が出ますれば、それを一つの参考資料としていろいろのものを考えてみたいと思ひます。

先ほど技術会議の川井参事官からも御説明がございましたが、土質によって同じ量のカドミウムであっても、植物体への吸収の程度が違つておりまして、砂質土壌の場合と粘土質の場合とは、粘土のほうのはるかに吸収されにくいということでございますから、かりに砂質土壌のところは粘土を客土すれば非常に大きな効果がある。したがひましてその場合の客土量は少なく済むということになるかと思ひます。そういう点をいま調査中でございまして、調査の結果を得て判断をしてまいりたいと思ひます。

○前川旦君 客土というのは一番効果があるということなんです、たとえば一PPM以上の汚染度の地域、これは客土ということに一応常識的になるかと思ひますが、この第三条で「おそれが著しい」、やがて近いうちに一PPMになるであろう、これも指定しますね。この場合はどうなんですか。一PPMにならないでも、これは客土のような思い切つたことをやることを考えられるのか、それとも一PPMになつてからするということに、待つてやるのか。待つてやることは予防の効果はあがりませんけれども、その辺の考え方は

はどうなんですか。

○政府委員(若本道夫君) これは農用地土壌汚染対策地域の指定のあり方にかかつてくるわけでございまして、指定されればその指定された地域の中の対策事業を計画する場合において、そういう計画はされるであらうと思ひますし、その場合には、たとえば客土事業を取り上げて実施するということになると思ひます。

○前川旦君 客土、それから天地ひっくり返すのですか、いろいろ方法がありますけれども、とにかく客土なら客土にしよう、どのくらいのコストがかかるものか。これはたとえば厚さ十センチなら十センチの排土、客土をされると、一ヘクタールどのくらいの費用がかかる、一平米どのくらいの費用がかかる、大体その辺の数字をつかんでいらつしやいますか。

○政府委員(若本道夫君) 工事の設計の問題になるわけでございまして、具体的な現地にあたつてみないと、一体幾らかかるかというところは出てこないわけでございまして。と申しますのは、客土をするに申しましても、客土される土質の状況によつて客土すべき土の種類が違つてまいります。ということ、その客土材料を求める場所がまた違つてくるわけでございまして、その客土の量と、それからその客土材料を持ってくる距離によつて経費が幾らでも変わります。それから客土材料が多ければ経費が多くなる。それから客土材料を持ってくる距離が遠くなれば経費が多くなる。その相関関係でございまして、客土の量は、一がいへにヘクタール幾らかかるかということとはきまらないわけでございまして、現地のそういう実情に応じておのづから必要な経費が設計上きまつてくるということでございます。

○前川旦君 これはなぜ私聞かという、ずいぶん大きな費用がかかると思ひます、常識的に考えて、ですから、土地の状態なり、輸送のあれによつていろいろ違つたとおしやるけれども、たとえば一ヘクタールあたり、かりに十センチなら十センチの厚さで客土、排土するとすれば幾ら

幾ら以下ではできないというふうなおのづから常識的な数字というものはつかんでいらつしやるはずなんです。それでないという法案で実際の事業をやるといふ、これは実際にやる法案なんです。それから、これをお出しになるからにはどのくらいの費用がかかるのだ、費用分担がどうなんだというところもある程度つかんでいらつしやるはずなんです。ですからそれを伺つたのです。一律ではないかというの、一ヘクタールこれ以下ではできないというの、おのづから常識的にあると思ひます。がね。

○政府委員(若本道夫君) 質問の御趣旨がわかりました。客土はかなり経費のかかる事業であります。客土は御指摘のとおりでございます。常識的に見まして、十アールあたり二十万円から三十万円程度というふうな、これはごく常識的な話でございまして、御承知お願ひしたいと思います。

○前川旦君 わかりました。それでは、この地域指定をするに、対策計画を立てることを都道府県にこれは義務づけておられるわけですね。対策計画を立てたら、その次にどういふ手続になるのか。どういふ方法になるのか。対策計画でございまして、その次はどうか。その対策計画はあつても義務づけありませんね。たとえばすみやかに対策計画に基づいて都道府県は実施せよとか、何らかの義務規定がありませぬ。対策を立てることについては遅滞なく立てることという文章になつていふと思ひますが、立てたそのあとがこれはおかしいのです。立てたあと、それじゃたとえ何カ月以内に着手とか、すみやかにとか、何かそんな義務規定が規定にちつともありませんけれども、これはどうなんですか。

○政府委員(中野和仁君) これは御指摘のありましたように、全体としてのマスタープランと申しました。それ、そういうものを立てるわけですね。あるいは話が出ておつたと思ひますが、この事業は県知事が対策計画を立てると同時に、原則的にはこれは県営事業でやるつもりでございまして、県知事が自分で計画を立てれば、当然土地改良

法に基づきまして、これは普通の原則でございまして、当然すぐに県営事業を起こすということになるわけでございまして。その点われわれは何も心配は持つておりません。

○前川旦君 それでは、県が一応計画を立てましたらできるだけすみやかに県はその実行に着手するのだというふうな指導なさる、そのように解釈していいわけですね。——うなずかれましたからそれでよろしい。

それじゃ一体、今度事業の費用分担ですね。たとえば公害の発生源である事業所、それから国、県、これはいろいろ分担法にも減額措置がありますが、この費用分担はどの機関で定めることになりましか。それをきめる機関はどこになりますか。

○説明員(小泉孝夫君) 土壌汚染防止法の関係の御質問でございまして、いまの公害防止事業にかかわるものでございまして、これは公害防止事業費事業者負担法によりまして、施行者というふうなことになるわけでございまして、この施行者と申しますのは、県とか地方公共団体というふうなことになるかと思ひます。

○前川旦君 費用分担をどの機関で定めるのかというお尋ねをいたしましたので、それじゃ県はかつてに幾ら持つ、うちは幾ら持つ、国は何ば持つ、ということがきめられるのですか。費用分担はどの機関がきめられるのですか。この法律案の中にはつきりしておらぬようなのでお伺ひしたいのですが……。

○政府委員(若本道夫君) 昨日もたしか事業主体はどうなるかという御質問が出たのじゃなかったかと記憶しております。あるいは私の記憶違いかもしれませんが、この土地改良事業は、主として県営事業でやるというのを頭に置いております。で、費用の考え方は、県営で事業をやるといふことを頭に置いて公共負担のほうはきめてまいります。つまりでございますが、公害対策事業としてやります場合には、費用負担法の事業者負担の分が出てまいります。したがひまして、その事業者負担

が施行者のほうでまゐりますと、その残額ということで公共負担のほうでまゐってくるわけでございます。やはり事業者が負担するもの、事業者負担が先取りされるという形になりますから、ただいま総理府のほうから御答弁がありました施行者によって事業者の負担分がまゐりますと、あと残額という形で公共負担がまゐるといふように御理解願いたいと思います。

○前川且君 企業負担の残りを国と県とが分担すると、土地改良事業ですから。もしこの復旧——単なる復旧だけじゃなくて、もしそれでほかのこともついでにやっちゃまえてということ、受益があれば受益者にも若干負担してもらおうというきう答弁があったようなんですけれども、それはそれとして企業負担の残りを国と県で負担するわけですが、その配分はなぜ明記してないんですか。その残額、残りですね。企業負担があるでしよう、企業負担がある。そうすると、その残額について国と県との間で企業負担の残りの分担の割合を、これは法律に書くのが当然なんじゃないでしょうか。その分担はどきでまゐるんですか。どういふふうにおきめになるおつもりなのか、その辺伺いたいんです。

○政府委員(岩本道夫君) これは予算措置の問題になりますので、私どものほうで大蔵省、自治省と折衝してまゐることになります。で、予算でございますので、具体的なケースに当たりまして負担率をきめてまいりたいと考えております。

○前川且君 一般の公共事業の負担割合はきまっていますか。その基準とどういふふうにおきめになるか。それと全く同じにする御方針ですか。それとも国のほうを厚くするの、あるいは地方自治体のほうを厚くするの、その辺の方針はどうか、どういふお考えでいらっしゃいますか。

○政府委員(岩本道夫君) 土地改良事業の中にいろいろな種類の仕事がございます。各事業ごとにそれぞれ非常にきまかく国の補助率がきめられております。これは一つの事業主体がやります

事業の中にも工事の種類がたくさんございまして、その工事の種類ごとにきまかくきめられておる実情でございます。一がいには何ぼというのが言えないのが実態でございます。したがって、具体的にその地区が指定をされ、そこで対策計画が立ち、工事の内容がきまっていますと、それに応じてどういふ種類の工事は幾らというふうなきまきまかきめつけをしていかなきゃなりませんので、その際私ども大蔵省がひざ突き合せて談判してまゐることになります。その場合に、やはり災害対策とかあるいはその他特殊なケースは国の補助率が高きめられておりますので、それらを念頭に置きましてこの事業の特殊な性格が十分反映されるように財政当局とも相談をしてまいりたいと考えております。

○前川且君 それでは実際にこの事業をやるにあつて、その該当する土地の人ですね、農家、被害者でもありますが、その意見はどきでくみ取ることができるといふことになりましようか。この意見はやはり十分にくみ取って、吸い取って話をしなければなりませんし、きのうの答弁の中にありましたように、この事業で単なる災害が除去されるというだけじゃなくて、もっと大きなメリットがある場合には、受益者の負担というものを考へるのだということになれば、それは幾ら負担するの、かというふうな話し合いがいろいろなされると思うんですけれども、どこでどういふ機関でその該当する農家の方たちの意見、被害者の意見というものを吸い上げることができましようか。どういふふうにおきめですか。どこで吸い上げるということになりましよう。

○政府委員(中野和仁君) この計画を立てます際には関係市町村長の意見を聞きとらうということになっております。この段階で市町村長は当然該当地区の部落座談会等を聞いて、事実上計画の段階でも聞くというところになるわけでありまして、具体的な事業実施につきましましては、先ほども申し上げましたように、原則的には土地改良法でやりますので、これは農家の申請事業になっております。

す。三分の二以上の同意をとってこの事業を始めるといふわけでございます。当然農家の意見を聞くというよりも、農家の形式的には発意になるわけでございますので、十分農家の意向は反映すると考えます。

○前川且君 だいぶ整理できました。それでは、きのうの論議の中で、いろいろ変わったと言つたら言い過ぎでしやうけれども、答弁が出たり入ったりしたようになつたところになったと思ひますが、この事業をやる場合に、負担法の適用を受ける場合と受けない場合ですね、どこで分かれるのか、それを一べん整理して明らかにしたいだきたいと思ひます。整理して答弁をお願いします。

○政府委員(中野和仁君) この問題につきまして、私が昨日申し上げ、また総理府から御答弁があつたわけでございますが、私が申し上げましたのは、まず人の健康をそこなうおそれのある農畜物が生産されると認められるものということで、これはカドミウムで申し上げれば、一PPM以上のところ、こうなるわけでございます。で、これについては私の解釈では、費用負担法のほうで被害を生じているところと同じになるのじゃないかというところを申し上げたわけでございます。したがって企業者の負担は、原則的にはその一PPM以上の米が出る土壌と申しますか、その範囲が原則であるということをお願いいたします。

○前川且君 負担法のことです。この際お伺いしておきますけれども、よく無過失責任ということばが最近いふに使われております。この負担法が適用されるとなるとこれはたとえば先ほどちよつと言ひましたように、民法にありますが、不法行為と損害賠償の問題が、それとは全然別なんだ、全然関係ないものだと思ひてよろしいですか、この負担法の適用というところになります。と申しますのは、なぜそういうことを伺ひたいかという、たとえば民法上の問題でしたら、故意、過失とか、違法行為とか、それから因果関係

とか、いろいろ挙証責任が被害者の側にあると思ひます。そういうものは全部なくなつてしまふということになると、事業者の故意がある、過失がある、あるいはやつた行為に違法性がある、あるいはいまの結果と因果関係があるということを一被害者のほうから挙証してみせる責任がなくなる、ずつと前進する、そういうふうにおきめ願ひたいと思ひます。

○説明員(小泉孝夫君) この公害防止事業費事業者負担法と申しますのは、先ほど申しましたように、この法律に基づいて事業者が拠出したし金額の性格というものは、あくまでもそういう意味でこの法律に基づく公法上のないしは公害対策基本法二十二条の趣旨を実現する意味でこの法律の費用負担というところでございます。公法上の負担、こういうふうにおきめ願ひたいと思ひます。ただし、いろいろ先生が御質問なさつておりますのは、あくまでもこれは一つの行為でございます。これをいまの私法上の問題として補償なりなんのりの問題という観点から見た見ても可能かと存するわけでございます。決してそれを排除したり何かするものではないと思ひます。また、この費用負担法というものの性格は、そういう意味で広い意味での原因者負担ということもございまして、やっぱりあくまでも公法上の負担ということでございますので、施行者の決定に従ひ、かつ国税徴収の例などにより強制徴収される、こういうふうなことになるわけであり

○前川且君 私、ちよつと調べてきたんですが、たとえば汚染の原因が一つの事業所である、こういう例がありますね。その判定、認定はだれがするということになりますか。

○説明員(小泉孝夫君) こういう問題につきましては、事実の誤認等があればまた別問題でございます。これは事実の誤認などがあればいろいろ行政審査法なり何なりという問題がございまして、けれども、そうでないいわゆる費用を賦課しかつ徴収するということとは、これは施行者が審議会

の意見などを聞いてきめまします。公害防止事業にかかる費用負担計画に基づいてきめられ、公害防止事業につきましても、その事業者を定める基準なり公害防止事業費の額なり負担額なりというふうな一定の所定の手続を経たものに従ってこれを納付しているということになるわけでございます。

○前川旦君 そうすると、この汚染の原因はこの工場である、この事業所である、そういう判断は県がするということになるわけですね。施行者というところから、県がする、それに対して事業者主のほうから異議を言い立てて紛争になるということも考えられると思うんです。一番の問題点はやはり因果関係の問題ではないかと思ひますね。これはうちの工場が出したものでないとか、よそから来たものであるとか、そういう争いがいろいろあると思うんですが、こういう争いになった場合には、県が因果関係を証明して見せないといつかぬのでしょうか。それとも事業所のほうで逆に因果関係はないということを証明して見せなきゃいけないのでしょうか、その証明責任はどうなりますか。

○説明員(小泉孝夫君) この公害防止事業と申しますのは、あくまで国とか地方公共団体とかにかゝる現に発生しておりますような事業者の事業活動による公害防止をしようというふうなことで慎重な準備なり計画を持ちまして、かつその前には審議会の意見なり何なりを十分聞きましてやるわけでございますので、もちろん一般的にはそういう紛争などは起こらないと思ひますけれども、まあお説のように起こったかどうかというふうなこともござります。しかしこの場合は大体におきまして、たとえば事業者の負担金をどうやってきめるかというふうなことを申しますと、そういう公害防止事業の種類に依ります、いまの御質問はたまたま土壌汚染防止法の場合でございますけれども、都市計画法なりいろいろな法律、下水道法なりござりますが、こういうような各法律がございまして、そういうものの法律のそれぞれの

事業につきまして、事業活動の規模なりまたは公害の原因となる施設の種類の規模とかいろいろの要素を判定いたしましてきめるわけでございます。したがって私どももきめたいと思ひましては、一般的にはそういう紛争がひんびんとして起こってしまつて、公害防止事業が行なわれることがないということとは期待しないわけでございます。

○前川旦君 実を言つてあなたの答弁はよくわからないんです。くだいようでございませぬ、事業者のほうには金を払うわけでしょう、出さなきゃいけませんからね、これは必死になつて逃げますよ、おそろく、何とかして払わずに済むように、もし払うとしても、できるだけ少なく済むように、これはいままでもたくさん例のあることなんです、自分のところを流しました、自分のところが悪い、ございましてと言つてあつたりするのを認めるという例のほうが多かろうと思ひます。そういう場合に、ずいぶん紛争が多くなるだろうと思ひますけれども、私聞きましたポイント、県がそういうふうな認定をする、この事業所が汚染の原因であるいはこの二つの事業所がその原因である、こういう認定をする。それに対して紛争が起る。紛争が起きたときに一番問題になるのは因果関係ですから、その因果関係の証明責任はどちらにあるんだということを、どういうふうになさるんでしようかということをお聞きしたいわけなんです。たとえば民法上の損害賠償請求権も残ります。これは同じようにダブつて残りますけれども、その場合には被害者のほうで証明責任があるでしょう。しかし負担法の場合も同じであると思ひます。これは実効はなかなかあがらないと思ひます。ですから、いわゆる因果関係がないというものを証明する責任を事業所に負わすというふうな方がいいんじゃないかと思ひますが、そこを伺いたいわけなんです。

○説明員(小泉孝夫君) 因果関係を証明するかどうかという御質問でございますけれども、確かに私が申し上げましたのは、その前の段階かもしれませんが、もう一べん念のために申し上げておきますと、これはいわゆる普通の民事裁判なり何なりということじゃございせん、あくまで公法上の負担金でございまして、強制徴収ということでも、まあお金を取つちまう、ないしは納めなかつたら税金と同じように延滞金を取つてしまふ、こういう非常に強いものでございまして、したがって、さらにそのあとで不服があつたらどうか、こういうふうな御質問だと思ひます。ございませぬ。そういうことは、いわゆる行政不服審査法に基づいて異議の申し立てということがあるわけでございますので、その限りにおきましては、やはり処分庁に対して異議を、申し立て人のほうから、こういうわけで因果関係がないじゃないか、こういうことをまず申し述べなければいかぬ、こういうことである。どうも先生は一番終わりのほうを……

○前川旦君 だいぶわかりました。そうすると、もし紛争が起きた場合にはどうなんでしょう。紛争がきつちつと済んでしまふまで、全部きれいに紛争が解決するまでは事業の着手ができないということになるんでしょうか。それとも紛争中에서도どんどん事業を進めるといふことになるんでしょうか。それはどうでしょう。

○説明員(小泉孝夫君) まあ一般論のお話で恐縮でございますけれども、そういうことであれば、地方公共団体、土壌汚染防止法の場合でございまして、前提といたしまして事前に十分県なり何なりのほうで調査をし、かつ審議会の意見を聞いて決定いたしました、それで実行に着手しよう、こういうふうになるわけでございます。その次に、じゃ強制徴収に着手した、それで事業を始めた、かついまの異議の申し立てが出てきた、こういうふうなときは、やはりその異議の申し立てなり何なりを却下して、緊急である公害防止事業をどうしてもやらねばならぬと判断したのであれば、実施していく、こういうわけでございまして、かなりわかつてきました。

○前川旦君 それでは次に参ります。かなりわかつてきました。公害防止事業で、明らかな場合はこれ

はいいいんですけれども、人為的な汚染であるということがまず前提で、しかしそれが加害者かわからない、不明である、はっきり確定しないという場合、こういう場合でも、国、県の費用で事業は実施するのだというふうな山中総務長官は答えておられたと思ひますけれども、これはそのとおりでよろしいでしょうか。

○政府委員(岩本道夫君) 汚染の原因者が不明の場合には、昨日も御答弁したとおりでございますが、費用負担法によりまして事業者負担にさせる分がございませぬので、費用負担法の適用はできないと思ひます。したがってこれは他の土地改良事業の諸制度に準じて対処していくということになります。その場合の負担につきましては、費用負担法の事業者負担が行なわれる場合とまあバランスをとつて考えていく必要があると思ひますが、一般土地改良事業のやり方を参考にしながら十分配慮してまいりたいと思ひます。で、災害復旧事業とか石炭鉱害地の復旧事業とか、鉱毒対策事業等実質的に農民に負担をさせないで事業をやっているケースもございまして、それらを十分勘案しながら、円滑に事業が行なわれるように配慮してまいりたいと思ひます。

○前川旦君 私の聞きたいのは一点なんです。明らかに人為的な原因で汚染をしている、この汚染を事業によつて排除する。この場合に山中総務長官の御答弁では、国と地方自治体とでやりまして、こゝろ答へられてゐるんです、ということとは、原則として農家の負担なしでやるんだというふうな理解をするんですが、それでよろしゅうございませぬか、この点なんです。農家負担がどうなるかということなんです、ポイントは。

○政府委員(岩本道夫君) 現地の実情によつていろいろ問題のあり方も違ふのではないかと考えられるわけでございまして、事業者費用負担法によつて、かりに原因者があつた場合に対処されるような性格のものでありますれば、それとのバランスを考えてやるべき筋合いではないかというふう

うに考えられます。

○前川旦君 ちよっとおかしいです。それじゃもう一つ伺いますが、自然汚染の場合にはどうお考えですか。自然汚染の場合にその汚染をきれいにする、この場合の費用負担はどうなりますか。

○政府委員(岩本道夫君) 鉱毒によりまして自然に汚染をされておりますケースにつきましては、鉱毒対策事業という特別の土地改良事業を仕組んで現在復旧事業を実施中でございまして、この場合は国費が農用施設につきましては六五%、農地につきましては五〇%ということで実施しておりますが、残額は地方公共団体が実質的に負担をしております。

○前川旦君 どうもよくわからなくなりました。山中長官のここに答弁の議事録がありますが、すいぶん思い切ったことを言っている下がっているわけですね。それをなぜそうする下がっているのか。山中長官の答弁に「これは、企業者がいない場合、つまりこれは自然汚染といつてもいいうちにいるかもしれないが、こういう場合でも『全額国、地方公共団体の負担するところになるのが原則である』と考へます。」と、ずばつと言いつつおられるわけですね。ですから、企業者がいない自然汚染の場合でさえ、それは農家には負担させないで国及び県がやるのが原則ですと、こう言い切っておられる。まして、人為的なもので、たまたま具体的にはその因果関係がはっきりしないというような場合には、なおさらこれは農家は負担はしないというように導き出されてくると思うわけですね。それは、ケース・バイ・ケースということではなくて、はっきり言えるのではないのでしょうか。山中長官の答弁と食い違ふように思うのです。

○政府委員(岩本道夫君) 昨日も御答弁申し上げたと思いますが、費用負担法を適用される場合の前提と申しますか、考え方の基礎には、被害の復旧という考え方があるわけございまして、原状に戻すということで、その範囲において企業者に

費用を負担せよという考え方に相なっております。

○前川旦君 これは大臣に答えていたきたいと思ひます。よくわからなくなるのです、いまのような御答弁を聞いてみると、くどいようですけれども、山中国務大臣と申し上げておられるわけですね。たまたま、原則論としてということが前提になっております。ここに速記がございまして、山中長官の答弁は、自然汚染であっても、企業者がいないけれども、あるいは「複合的な原因も追及したがそれも発見できない、あるいはまた、徳川時代からの対馬等におけるような、何百年か前からのものである」というような場合において、「そういう場合でも『どうしてもそれが必要な場合において、これは全額国、地方公共団体の負担するところになるのが原則である』と考へます。」と。これは原則論ですから例外はありますが、それから、先ほど申し上げましたように、事業をやるということでも新たにともよりかともメリットがあるというならば、それは受益者が負担するものやむを得ないという原則はそれはわかるのです。復旧するということですね、もとへ戻す、こういう場合には、これはやはり農家負担はなしでやるというところでよろしいのじゃないでしょうか。そういう御答弁があつていいのじゃないでしょうか。

○政府委員(中野和仁君) いまお話しのように、勧告はあくまで勧告でございまして、強制力はないけれども、たまたま、全体としてこの問題を考えてみましたのは、一PPM以上出るようなところは、米をつくつてもこれは買つてももらえない。それでございますから、おそらく農家はそんなむちゃはしないと思ひます。しかし、万一するような場合は、これは自分で勧告も聞かずついてもこれは買つてももらえないわけですから、基本的には、この法律との関係では私は自分の責任に思ひます。ただ、賠償問題はこれは別にございまして、民事上のこれはその企業者と農家との話し合いの問題になるわけでございますけれども、勧告も聞かぬでやつた場合、これは企業側がその点を詰めてどうだこうだということはありませんけれども、これは損害賠償で両者の話し合いの問題になるだらうと思ひます。

○前川旦君 それでは次に、もう一つこまかい問題。転作の指導をなさいますね、いろいろ助言、指導を。転作してうまくいく場合だけとは限りません。これは野菜なんか非常に価格が不安定ですから、米であれば一定の収入があつたのに、転作にすなおに指導に従つてやつて、どうも収入が減るという場合だつてあると思ひます。こういう場合には、どういう救済措置を考へていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(中野和仁君) いまの場合、二つの問題があると思ひますが、国としてあるいは県として計画を立てまして転作の指導をしたというによりまして、いまお話しするようなことが全くないとは思ひません。その場合には、自創資金の融通であるとか、そういうことも考へなければならぬ場合が国としてあると思ひます。と同時に、転作をやりますと米の収入に比べて低いではないかということ、また別途起こつてくるわけでございます。いずれは果樹なりが実つてよくなるということになればそれでよろしいわけでございますけれども、それまでの間は、その間の損害賠償の問題は、やはり民事上の問題として企業者との話し合いの問題が当然起きるわけでございますから、二つの問題があると思ひます。

か。大臣いかがですか、これは。

○国務大臣(倉石忠雄君) ただいまお話しのような場合は、なるべく農家には負担をかけない、こういうたてまえであるわけでありまして、とにかく金を要することでありまして、個々の場合にいろいろなケースがあると思ひますが、たてまえとしてはやはり国と地方団体で負担をして、なるべく農家には負担をかけさせないようにやつてまいらるべきではないか、こういうふうな私どもは考へております。

○前川旦君 次に、こまかい問題で恐縮ですが、「特別地区の指定」で「勧告」をするということになっておりますね。勧告に従わない場合だつてこれはあると思ひます。勧告に従わないという場合にはどういふ結果になりますか。かね。勧告といふのはあくまで勧告であつて、これは強制力がないと思ひます。勧告に従わない、いやおれは米しかつくりたくないのだ、米をつくるのだ。これは一体どうなんでしょうか。その場合、もちろん一PPM以上出れば買い上げはしないわけですが、それども、企業はこれに対してどういふ責任がございましょうか、その原因者は。

○政府委員(中野和仁君) いまお話しのように、勧告はあくまで勧告でございまして、強制力はないけれども、たまたま、全体としてこの問題を考えてみましたのは、一PPM以上出るようなところは、米をつくつてもこれは買つてももらえない。それでございますから、おそらく農家はそんなむちゃはしないと思ひます。しかし、万一するような場合は、これは自分で勧告も聞かずついてもこれは買つてももらえないわけですから、基本的には、この法律との関係では私は自分の責任に思ひます。ただ、賠償問題はこれは別にございまして、民事上のこれはその企業者と農家との話し合いの問題になるわけでございますけれども、勧告も聞かぬでやつた場合、これは企業側がその点を詰めてどうだこうだということはありませんけれども、これは損害賠償で両者の話し合いの問題になるだらうと思ひます。

○前川旦君 それでは次に、もう一つこまかい問題。転作の指導をなさいますね、いろいろ助言、指導を。転作してうまくいく場合だけとは限りません。これは野菜なんか非常に価格が不安定ですから、米であれば一定の収入があつたのに、転作にすなおに指導に従つてやつて、どうも収入が減るという場合だつてあると思ひます。こういう場合には、どういう救済措置を考へていらっしゃるのでしょうか。

○前川旦君 それでは次に、もう一つこまかい問題。転作の指導をなさいますね、いろいろ助言、指導を。転作してうまくいく場合だけとは限りません。これは野菜なんか非常に価格が不安定ですから、米であれば一定の収入があつたのに、転作にすなおに指導に従つてやつて、どうも収入が減るという場合だつてあると思ひます。こういう場合には、どういう救済措置を考へていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(中野和仁君) いまの場合、二つの問題があると思ひますが、国としてあるいは県として計画を立てまして転作の指導をしたというによりまして、いまお話しするようなことが全くないとは思ひません。その場合には、自創資金の融通であるとか、そういうことも考へなければならぬ場合が国としてあると思ひます。同時に、転作をやりますと米の収入に比べて低いではないかということ、また別途起こつてくるわけでございます。いずれは果樹なりが実つてよくなるということになればそれでよろしいわけでございますけれども、それまでの間は、その間の損害賠償の問題は、やはり民事上の問題として企業者との話し合いの問題が当然起きるわけでございますから、二つの問題があると思ひます。

○前川旦君 企業者との間で民事上の問題だけが残るのじゃなく、国としての何かの対策というものややはり考へるべきだと思ひますが、考へる方向で行かれますか。

○政府委員(中野和仁君) ただいま申し上げましたように、初めからそれを全部国が補償するんだというたてまえはとれないと思ひます。しかし、現実には農家が経済的に打撃を受けたというふうな場合には、これは当然自創資金の融通その他いろいろな手を考へて農家が困らないようにして差し上げることは必要だといふふうに考へます。

○前川旦君 それでは、現在、一PPM以上検出されている地域は何かタールくらい、あるいは

何か所くらいあるか、つかんでいらつしやればお聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(内村良英君) お答え申し上げます。

カドミウム環境汚染要観察地域内におきまして一・〇PPM以上の米の作付面積は三十三ヘクタールでございます。このほか四十四年産米の調査の結果一PPM以上のため四十五年産につきましては途中で抜き取つてしまつた面積が約七十六ヘクタールでございます。

○前川且君 いまのところつかんでいらつしやるのは全国で百ヘクタール程度だということでありますが、これは対策を急がれるわけですね。当然急がれるわけです。

そこで伺ひたいのは、この法案を、法律を實施あらしめるため、つまり事業を推進するため、この法案関係で来年度予算、幾ら御要求なさつていらつしやいますか。どういふ項目、どういふ種類を……

○政府委員(中野和仁君) ちょっと数字をいまお出ししますので、ちょっとお待ちください。

○前川且君 時間がかかりますか。

○政府委員(中野和仁君) いや、すぐわかります。——ただいま、まだ大蔵省と折衝しておりますので、これで確定したということは申し上げられませんが、われわれとしましては、総額にしまして約一億一千八百万程度の要求をいたしたいと考えております。

その内訳は、昨日も申し上げたと思いますが、われわれといたしましては、過去の農林省の土壌調査の上に立ちまして一ぺん全国的な総点検をやつてみたいということを考えております。この分が一つ。

それから先ほどから御指摘のありますような要観察地域、それからそれに準じられるようなところ等ございまして、そういうおそれのあるようなところを精密な調査をいたしたいということで特別調査をやりたいと考えております。

それから三番目といたしましては、いまの私が申し上げたのは、これは大体おそろくわれわれと

しましては初年度四、五十地区くらいを考えております。それから、具体的に対策に着手しなければならぬ地区も出てまいりますので、それについてはその対策を立てるための調査というものを三番目に考えております。それにあわせて分折用の機器器械、これがなかなか高価なものでございまして、この補助もいたしたいということとを考へておるわけでございます。

○前川且君 それではいまの要求予算の内容を伺いますと、調査、調査、調査で、実行のための予算要求を一つもなさつていらつしやらないやうですが、いま三十三ヘクタール、抜き取つたやつが七十五ヘクタール、合せて一〇八ヘクタールは、取り急いでとにかく客土するなり何かしなればいけな、緊急を要することだらうと思ひます。それ、これを、これは来年度の、四十六年度予算です。それ、いつになりますか、四十七年の三月までは調査、調査で終わつてしまつて、実際に事業の実行はやれないということになるのじゃないですか。それは少しおかしいやうな感じがしますけれども、もう少し——大臣もたびたび熱意のほどを披露しておられるのですからもう少し突っ込んで姿勢と考へ方があつてしかるべきではないかと思ひますけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(岩本道夫君) 農地局所管の事業といたしまして、とりあえず要観察地域として指定されております二地区につきまして、ただいま先生御指摘のやうな、緊急に事業をやりますために必要な全体実施設計を組む経費を要求中でございまして、これは先ほどから質疑応答に出ておりますやうに、地域が具体的に指定されまして、そこで土質の、土をどの程度客土をしたらいいか、その土はどの辺にあるかといったやうなことを検討しまして設計をしませんと具体的な事業費も出てまいらぬものでございまして、緊急にやういふ実施設計をやるというところで五地区分の経費一千五百万円、大蔵省に要求しておりますこの一千五百万円を要求します場合に、これはまあ地区の事情によつて工事費がきまつてくるわけでございます。

ので、緊急に必要があればそれで設計をしまして所要の措置をとつてまいりたいと思ひております。

○前川且君 費用負担法と並んでやういふ事業を進めるということは大きな前進だといふやうに私は評価をしたのですが、やはりこれを實施するにはたいへん大きな抵抗があると思ひます。これは企業側からの大きな抵抗ですね。彼らとしてみれば一日でも長く引つぱつて延ばしたい、先へ延ばしたいといふことになるのだからと思ひます。ですから、そのベースにどうぞ入り込まないで積極的に攻めていくといふことでしていただきたいといふふうに思ひます。そのことを強く要望しておきます。

最後に、これには罰則がありますが、立ち入り調査についての罰則が、農民に対して特に罰則があります。何ともこれは割り切れない感じがいたします。それと関連をして、実際に公害を発生している事業所への立ち入り調査、これをする権限ですね。これは一体どこにあるのか、私は、被害者、それから事業を實施する側ですね、農林省なり県なりあるいは公正な中立の方なりが立ち入り調査を十分にやれるといふ体制をとらなければ實効はあがらないと思ひます。たとえば企業にべつたり感のする人だけの立ち入り調査では実効はあがらないように思ひますので、ですから被害者側あるいは公正なところの立ち入り調査のできるやうな方法を講ずるべきではないかと思ひますが、これはどうでしょうか。

○政府委員(中野和仁君) ただいまの問題につきましては、この法律の体系は第七條にございまして、特別の排出基準、排水基準等を定めよう、水は都道府県知事でございます。あの大気の水の法律にもございまして、土壌のことと考へましてきびしい許容限度を定めるということを知事に第七條で義務づけておるわけです。そうしますと、都道府県知事は大気の水の法律によりますと、当然これはあの条文にもございしますが、工場、事業場に立ち入り検査がで

す。それによつてこちらは対処をする、そして土壌につきましてはさういふ規定が向こうにございせんので、こちらに規定をいたしたわけです。両方合わせまして、同じ都道府県知事がやるわけでございますから、これで十分ではないかと考へております。たださういふ御心配も、われわれもあるわけでございます。そのために第一一條を置きまして、水質汚濁防止法でありますれば企画庁長官、大気汚染防止法であれば通産大臣と厚生大臣、それから鉱山保安法は通産大臣に農林大臣が必要を要請ができる、と同時に衆議院でも御修正がございまして、都道府県知事に対して農林大臣からこうしろ、ああしろといふ勧告ができる、かういふことまでしてあります。これによつてわれわれは運用を期していきたいと思ひております。

○前川且君 終わりました。

○理事(高橋雄之助君) これにて午後一時まで休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後一時二十八分開会

○理事(高橋雄之助君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○向井長年君 さきの質問者が質問されて重複する点があるかもしれませんが、私五点は質問いたしたいと思ひます。

まず農用地の土壌汚染防止法案が成立した場合の効果についてであります。本法案は従来の鉱毒対策土地改良事業によつて救つたものでない人為的な土壌汚染防止を補つたものであるが、その限りにおいては私は非常に意義があると思ひます。しかし問題は汚染地域の指定をして、対策計画を定めた後、実効について本案は何も規定して

ない、こういうことでございます。これでは本案の役割りを果たせないのではないか、こういうふうにも思うわけです。この点について伺いたい。

○政府委員(中野和仁君) ただいまの御質問でございまして、この法律では土壌の汚染を防止するに、その除去するための一方では規制をかけると同時に、そういう汚染されたところについての対策をとる、その具体的な計画を立てるということになっておるのは御指摘のとおりでございます。その実施につぎましては午前中にもお話がございましたが、その対策計画は県知事が立てまして、原則的には県営事業でやるという予定にしておりますので、県知事が自分で対策計画を立てることを義務づけられておりますので、それを受けましてこれは当然土地改良法に基づきまして事業を実施するわけでございます。この法案で計画しか書いてないというお話でございますけれども、われわれといたしましては、十分これで事業実施まで対応できると考えておるわけでございます。

○向井長年君 そうすると、これは何ですか、事業主体は県であるということですか。県だけでいいか、それともその他の団体がありますか。

○政府委員(若本道夫君) ただいま農政局長から御答弁申し上げましたように、この土壌汚染防止法の農用地土壌汚染対策計画に基づきまして、それを受けて土地改良法の手続で事業を実施していくことになると思います。したがって、土地改良法の手続上事業主体になり得るものは、抽象的にはすべて事業主体としてなり得るわけでございますが、かねて御審議をいただいておりますこの法案の性格、特に公害を受けた農家の救済という性格にかんがみまして、また事業の規模等を勘案した上、県営でやるのが最も妥当であるというふうに判断しております。したがって、県営が原則と申しますか、主たる場合になるというふうに判断をいたしております。

○向井長年君 対策計画は県知事がやるということですから、その実行に当たっても県がやるということが主体であるということですね。そうすると主体はわかるのだけれども、県以外でやる場合もあるということですか。いわゆるその他の公共団体もやれると、こういうことなんですか。

○政府委員(若本道夫君) 具体的に汚染対策地域が指定されまして、対策計画は立てられてみないと判断ができないわけでございますが、たとえば千ヘクタール以上の範囲にわたってかんがい用水施設をつくるといったような場合は、土地改良法の考え方からいたしまして、いわゆる国営でやるのが妥当であろうと考えますが、そういう場合が出てきますかどうか。これは今後の具体的な計画に属することでございます。現状の判断では県営が主体であるというふうに考えております。

○向井長年君 衆議院で修正された中で汚染地域の市町村長はその指定を都道府県知事に要請することができると、こういうことになっておりますね、修正が。そういうことになって要請する。そうすると、都道府県知事はそれに対してきめるわけですが、そういう範囲はどうなんですか。範囲はきめていないのですか。いわゆる小さい部落あるいは大きな部落全般とか、そういう範囲があるのですが、そういうものは申請すればすべて都道府県知事がそれに対する対策計画を立てる、こういうことになるのですか。

○政府委員(中野和仁君) 法文の上では何ヘクタール以上でなければ申請ができないというようなこと書いてございませぬ。知事の指定におきましてもそうであります。それからまた市町村長が自分の村の中の汚染農用地を対象地域としてくれという要請をいたします場合も同じであります。ただ実態問題といたしまして、われわれの過去のまだ若干の調査ではございませぬけれども、やはり十ヘクタールとか、あるいは二十ヘクタール、場所によりましては百ヘクタールというようなことになっておるわけであります。

○向井長年君 次は費用負担について伺いしますが、費用負担法案では、発生した公害については損害賠償関係が存在するが、本法案では損害賠償関係の有無にかかわらず、やはり土壌汚染に対する除去、防止、こういう問題について被害は生じておる、こういうことになるわけですが、この原因、因果関係の証明が非常に困難である、こういう場合が事実あると思います。こういう場合においては費用負担というものは、ここはどういう形でこの費用負担というかあるいは賠償をやるんですか。

○政府委員(中野和仁君) 午前中総理府のほうがお見えになりました、その辺を詳しく御説明があったわけでございますが、費用負担法におきましては原因者の過失、無過失は問わないで、施行者が公害防止のための事業を行なうといった場合には、費用負担計画を立てまして公用負担として賦課をいたします。強制徴収までできることになっております。原因者がおります場合は、それでいくわけでございますが、したがって、午前中総理府の御答弁にもありましたように、因果関係について企業者あるいは事業者のほうからそれは私の責任ではないということがあるかも知れませんが、それは不服申し立てをみずから証明しなければならぬというような御答弁があったわけでございます。それもわからないあるいは昔からの山でありまして、これはだれが加害者かわからぬといった場合はもちろん費用負担もかかりません。その場合にも対策事業費をとる場合があるわけでございますが、これは大臣が御答弁申し上げましたように、国と県が原則的にそれを見る、そういうことで農家の負担はかけないようなたてまえで努力をしたいというふうに申されたわけでございます。その線で私たちは進めるべきだと考えます。

○向井長年君 これは明確になっていないんです、そういう不明な場合においては国あるいは県が持つ、こういう形はこれは明確に何らかの形にすべきじゃないですか。これはいま倉石大臣がそういう答弁をしたけれども、しかし大臣がかわった場合もあるし、よそへいっちゃってそんなことできないという形になってくるおそれがあると思う。大臣、ですからそういう問題については明確に政令なり何らかの形で入れておく必要があるんじゃないか、いわゆる原因、因果関係の中から明確にこれが証明できない問題に対して。これはいかがでしょうか。いまそういう方針だということはお聞きしましたけれども、その点何らかの形で示しておかなければいけないんじゃないか、こう思います。いかがでしょうか。

○政府委員(倉石忠雄君) 政府の一貫した方針でございますので、人がかわっても間違いのないと思っておりますが、金のかかることですから、予算も伴うことではあります。だんだんとそういうことについて具体的な事業が出てくると思います。私も政府の方針としては、いま申し上げましたように、結果のあらわれている被害について因果関係の明白でないもの、何百年來蓄積しているようなものもある、いろいろなケースがあると思います。いま局長が申し上げましたように、そういうのはたてまえとしては政府及び公共団体が負担すべきものであるならば、ほかの人には迷惑をかけないことにしたい、こういう考えでございます。

○向井長年君 私午前中いなかったから重複しているかわかりませんが、ほかの議員から質問された点を再び繰り返しておるようになっています。そこで土壌汚染の試験研究調査について、試験研究や調査については比較的これは進んでおるにいたしまして、これはカドミウムは別として、いま政令を見ますと追加されておりますね。政令でこういうものを入れるんだ、いわゆる銅、亜鉛、こういうことが政令の見込みだということを書かれておりますけれども、これはやはり鉛も砒素もあると思います。したがって、今後こういう調査研究に待たなければならぬわけでございまして、現実には被害が出てからでは、これはおそいのです。したがって、これを未然に防止するということが重要でございますから、そこで十八条の研究の推進、普及に関する規定がございまして、これも、これは訓示的な規定です、いわば、そう

でしよう。したがって、訓示的な規定だけでいいのかという問題、あわせて試験研究の現地調査拡充をどうしてやっていくか、どこでそれをやるのか、こういうことでございますが、これはいかがでしよう。

○説明員(川井二元君) 土壤汚染防止に関する国の研究でございますけれども、これにつきましましては、大気汚染とか水質汚濁、そういうものとの関連が非常に深いわけでございます。そういうこともございまして、大気汚染、水質汚濁等、公害に関する試験研究の一環として現在実施しております。

なお、研究の体制でございますが、これにつきましては国の研究機関といたしましては、農業技術研究所、それから農事試験場、園芸試験場、林業試験場、蚕糸試験場と、それから畜産試験場、食糧研究所、その他全国に地域農業試験場がございます。こういう研究機関が組織的な共同研究体制をしきまして、積極的に進めるといふ形をとっております。

なお、公害に関する試験研究といたしましては、全国の都道府県の農業試験場及び大学、民間、各種威ある研究機関がございますので、こういう機関と有機的な連係、あるいは分担、協力関係を強化いたしまして、公害の多様な問題に対応してまいりたいという状況でございます。

なお、土壤汚染の防止につきましても、これらの研究の一環といたしまして、しかも緊急を要する問題でもございまして、特に重点的に進めていくという状況でございます。

○政府委員(中野和仁君) いまの試験研究の体制に続きまして調査の体制でございますが、ことしですでにわれわれのはうといたしましては、特別調査というふうなことで、要観察地域を中心にしまして九県ほどを調査しておりますけれども、来年はこの法律が通過いたしますれば、われわれといたしましては、まず全国的な概況調査をやりまして、いざば総点検ということでございますが、これは過去に農林省といたしまして、すでに土

壌調査をかなりやっております。そういうものを使いまして総点検をやっている。それから要観察地域のほかにも該当地域がかなりあるようございまして、その地区数はまだ確定をいたしません、やはり四、五十ぐらいの地区につきましまして、もう少し精密な調査をしたい。その中で具体的に対策途上の地区につきましましては、対策調査をやりまして、また計画の樹立の準備費も県に出すということを考えております。

なお、特別調査をいたします際には、必要があれば現地試験をやるための費用も加えようというふうに考えております。

○向井長年君 農林省としてはいま、いわゆる総合点検をやる、あるいは特別地域の指定を現在やっております。これはいいんですが、県においても農業試験場とかいろいろありますが、こういうところもやはり併合してやるということですか。そこでそういうところでもやらせると、農林省は直接やる、こういう中で、これは併合してやるんではないかと、やはり地域の問題ですから、県においても相当力を入れなければならぬ、こうなってくるわけですが、そういう問題については積極的に県にやらせようという姿勢でもっていか、あるいは農林省が主体となってやる、県も付随的にやらないかというものであるのか、その点いかがですか。

○政府委員(中野和仁君) 御指摘の点は、現在の県の試験場に土壌関係の専門の職員を三百九名置いております。これは補助職員。一つの調査でございますので、農林省がやり、県がやる、ばらばらにやることはございせんので、農林省から補助金を出し、そして県の補助職員を中心にしまして調査をしたいと考えております。

○向井長年君 いま特別地域の九県というのはどこですか。

○政府委員(中野和仁君) 九県は、ことしやっておりますのは秋田、宮城、群馬、長野、兵庫、愛媛、長崎、大分、鳥取の九県でございます。○向井長年君 この政令でこのカドミウムを加え

て銅、亜鉛を規定する見込みと、こうなっておりますが、砒素とか鉛とか、これは入れないんですか。

○政府委員(中野和仁君) 政令に出しましたのは、当面のことを申し上げたわけでございまして、砒素、鉛につきましましては、これは人の健康にも関連があるということになっておりますので、厚生省ともよく相談をいたしまして、その上で調査検討が済みすれば、砒素、鉛も指定をいたしたいと考えております。

○向井長年君 次に農作物の作付等についてお伺いいたしますが、人の健康をそこなうおそれのある農作物については作付をしないよう勧告すると、非常にやわらかな形で規定されておりますけれども、これはもっと強い形をとらなければならぬのじゃないかと思うんですが、規制措置と申しますか、そなたと思うんですが、この点どうなんでしょうか、勧告程度でいいのかわかるか。

○政府委員(中野和仁君) この点につきましては、御承知のように食品衛生法でカドミウムをPPM以上含む米については製造販売が禁止をされております。それには罰則がついておるわけでございまして、したがって、そういうことを前提にいたしますと、対策地域におきまして一PPM以上出るようなところに米を植えてはいけないうことを農家に知らせるわけでございまして、そして、なかなかそれを聞きそうにもない、あるいは知らずして植えてしまったというところには、そこは植えてはいけないうことなことを注意をするという意味で勧告ということにしたわけでございまして、食品衛生法を頭に置いた上でありますと、この措置で私は十分だと思っております。

○向井長年君 その場合、作付禁止または転換をしないかならぬということになりますね、そういうところに対しては。そうすれば、やはり自分の土地でありながら、そういう汚染地域だから農民は非常に損失といいますかね、損害をこうむるわけですから、これに対して補償等はどうか考えてお

りますか。

○政府委員(中野和仁君) これは当然加害者といましようか、原因者がおりますれば、民事上の問題といたしまして損害賠償を農家が加害者側に請求することになります。現にことしの安中なりあるいは富山の三日市では加害者のほうが損失補償をいたしております。

○向井長年君 そうでない場合があるそうですね、原因者の不明というやつが。そういう場合においてはどうがこれは補償するんですか。

○政府委員(中野和仁君) その場合に、法律のたてまえといたしまして国が補償するということは、法律的には私はないと思っております。しかし作付転換をやりまして、うまくいけばよろしいわけですが、なかなかそうはいかないということで、農家が経済的な打撃を受けるという場合には、政府といたしまして、自作農創設資金を融通したり、その他の資金の融通をいたして、農家の経営が困らないような措置はとるべきだと考えております。

○向井長年君 これは無過失責任の問題と同じようなことになってくるのですけれども、結局原因者不明の場合においては補償する責任なり、義務はない。しかし、何らかの形で農民に考えてやらなければいかぬ。こういう政治的な意味ですね、いまいわれているのは。ところで実際問題とすれば、そういうところは農民に責任があるわけじゃないのですか。農民そのものの汚染地域ではない。ただ、そういうところだから勧告をされて、やめようということになりますから、結局損は損でかかってくるわけですから、それをただ何らかの形で農民に融通したいということでは、それは困るのじゃないか、その点はいかがですか。

○政府委員(中野和仁君) 原因の不明の場合なり、あるいは自然で汚染されている場合、いろいろあるかと思ひますけれども、そうだからといたしまして、農家が汚染された土壌に稲を植えて、米にしましたところが、それがやはり食品衛生法で禁止されるわけでありまして、これはやはり農家

の損失ということになるわけでございますから、その事前の策としていろいろ勧告をするわけでございます。その勧告の結果、いろいろ農家の経営上困った場合には、いろいろ国として救済的な措置は講ずべきだということは、先ほども申し上げたとおりでございますけれども、国としてそういう自然汚染あるいは原因者不明の場合は、国が損失補償の法的な責任があるということは、私は言えないと思います。

○向井長年君　そういうところは食品問題じゃなくて、他の方向に転換していくという指導をするということでしょうね、おそらく。いわば食品問題じゃなくて、花をつくとか、そういう方面に転換するように指導していこう、こういうことになるのですか、大体の方針として指導方針は。

○政府委員(中野和仁君)　その辺につきましては、対策計画の具体的な立て方だと思えます。やはり農家の希望によりまして、客土してでもその水田に戻したい、また経済的にもそれで引き合うといった場合には、もとの水田に戻すということもありましょう。非常に汚染がひどくて、これはもう水田にしておくことができないというようになるとなるとすれば、やはり非食物性のものを植える。場合によりましては、他用途に転用するということも考えるべきだと思います。

○向井長年君　次に、この無過失責任の問題ですが、特にこれは非常にこの法案は無過失責任になりやすい法案ですね。そういう中で、土壌汚染は鉱業からの汚染が大部分だと思われまうけれども、これについて鉱業法では無過失責任が導入されている。しかしながら、これはなじみやすい分野であるけれども、これは限界が明らかでないという、こういうことになっておるのですが、そもそもこの土壌汚染は、事業活動の上で排出基準がきめられて、これを守っておる、基準は守っておるけれども、長年の蓄積で、先ほど言った長年の蓄積からくる過失が出てくると思うのですよ。こういう問題について、この法案はどうも効果がないうと思ふ、うのですねこのままでは。したがって、被

害はすでに生じている、もう当初から基準は守っておるけれども、蓄積して何年か後にその被害が出てくる。こういう問題があるわけですね。特にそういう問題について、過失がなくても結果生じまう無過失責任を導入しない限り、この法案の効果はないのではないかと、こういうふうに私は思っております。この点いかがでしょうか。

○政府委員(中野和仁君)　無過失責任の問題は、これは民事上の問題でございます。この法律では、汚損された土壌についてのいろいろな対策を立てるわけでございますが、その場合には事業者の故意、過失に関係なく、費用負担すべきものは費用負担法でせよということになっておるわけです。

それからなお無過失の問題につきましては、先ほど御指摘にもございましたように、鉱業法ですでに無過失責任の原則が立っておりますので、それからまた、土壌汚染の場合は鉱山がわりと多いものですから、かなりの部分は民事上の問題としてはそちらで解決がつく。それ以外の工場、事業場ということになりますと、無過失の問題はまだ解決いたしておりません。これにつきましては、公害本部を中心といたしまして検討するということになっておるわけでございます。

○向井長年君　もう一つ、指定された以外の区域で、特に林地とか、あるいはまた農地法の対象外では、いまのところないわけですね。そういうところに対してはどうなりますか、いわゆる林地なり農業対象外のところ。こういう問題が出てきませんか。

○政府委員(中野和仁君)　お話を点は、私もないということは申し上げられないと思いますが、現段階におきましては、林地の汚染、それと林産物、森林その他の関係というような関係がまだ明確にされておりません。そこで、おそらく林野庁が中心になるかと思いますが、林野庁の調査研究が進みました上で、そういう汚染があり、かつ林産物等が被害を受けて、あるいはものによりま

しては人の健康をそこねるようなことにもなる、こういうようなことがありますれば、その段階におきましては、法を改正するなり新しい立法をすべきだというふうに考えております。現在ではまだ明確でございません。

○村田秀三君　私は今まで、きのう来いろいろと議論をされてまいりましたことと重複する部分が多いのでありますが、まあほぼ理解できました。と同時にまあ少しこまかい点になりますと、なお理解できない点もありますので、そういう点を整理するつもりでひとつ質問を申し上げておきたいと思ふ。そこで、ことばの表現だけやっておきますと、むしろなかなか理解できない面もあるかと思ふので、むしろ実例をあげて、これはどうなんだという御質問のしかたをしたほうが、明瞭に結論がわかる、こういう意味で、例として特定の地域をあげます。

〔理事高橋雄之助君退席、理事亀井善彰君着席〕

ここに地図があれば一番いいのですが、福島県は磐梯地区と小名浜地区にカドミウム地帯があるわけですね。そこで磐梯地区は、要観察地域に厚生省の指定を受けました。それと同時にその周辺地域、御存じのように磐梯地区の公害源というのはまあ一社であるということになるかと思うのでありますが、これが日橋川の上流に立っている。そうしますと、その下流一帯と言ってもいいのではないかと思いますけれども、塩川町であるとかあるいは湯川、その日橋川の水をかんがい用水として使っている地帯、あるいは噴出される排煙の拡散される地帯、まあ会津若松の一部であるとか、あるいは河東であるとかいうところ、ないしはその工場が立地されております上流地帯にも、むしろ上流地帯のほうが風向の関係で汚染がひどいようではないかと、いままでの議論、農林省の今後の対策としての考え方を聞いておきますと、これはまあ厚生省の要観察地域の地帯は、もちろん指定地域に指定される、こういうことに理解をいた

します。同時にその周辺一体、つまり湯川、塩川あるいは北会津、若松、河東、全部とは申し上げませんが、その一部の地帯も一PPMにはならないが相当量の汚染米が検出される、含有度が検出されておる、そういうことでありますから、それらの地帯も今後の調査いかんによつては対策地域に指定され得る。と同時に、また同じような問題であります、小名浜は別して要観察地域には指定をされませんでしたが、最高〇・九〇七という高度の含有量を持つ汚染米が生産をされておる、こういうことでありますから、当然いままでのお話の経過からするならば、この小名浜地区もまた要観察地域として指定をされるんだと、こう理解していいですか。

○政府委員(中野和仁君)　基本的には私先ほど申し上げました調査をやりました上で指定をするということになるわけでございます。先生の御説明にましますように、現実の地区につきましては的確にはまだお答えができないわけでございますが、先ほど要観察地域はみな入るというののもちろんのこととおっしゃいましたけれども、必ずしもそれはそうではないと思ふ。要観察地域というものは、御承知のように、〇・四PPMということ調査の対象にしましたと、いまの人の健康の調査をする、その他の対策地域として厚生省がおきめになった地区でございます。その地域そのままだと、あるいは今後の調査の結果によりまして、対策をとるのにどの範囲をとったらいかなというところでございますので、必ずしも全部がそれになるとは私たちがそう考えておりません。もう少し狭いのかもわかりませんし、それからまたいまのお話のように、もう少し下流のほうとしては、上流といひまうか、工場の上のほうといひまうか、これにつきましては、カドミウムを含む水が田畑に、たんばに流れ込むわけでございますから、そこを調べました結果、やはりそこでも土壌が汚染されているということになりました。一つの基準にはまっておりますればそれは当然指

定すべきだと思ひます。

それから大気の問題につきましては、これも私がまだ聞いておる範囲でございしますが、普通汚染される範囲は、工場中心、風向きあるいは地形にもよるものでございしますが、二キロの範囲はかなり強く汚染されるようでありまして、そういうことを頭に置きまして、具体的に調査をした上でこの指定をするということにならうかというふうに思っております。

それから、小名浜のいまの〇・九〇七というところでございしますが、これがどの程度の範囲に出ているのか、私たちが確認にはまだわかりませんが、けれども、われわれの調査といたしましては、かなり全国一律の調査方法をきめて、等質な土壌の上で、いわばこれは一つの考え方といたしまして、二・五ヘクタールに一定の調査ができる範囲まで精密な調査方法をきめた上で調査をいたしました上で指定地域を考へていくということとでございまして、いま小名浜が入るかどうかはこの席ではまだ確答はいたしかねるわけでございします。

○村田秀三君 いま小名浜のことを〇・九〇七と申し上げましたが〇・九〇八です。これは県の調査ですね。だから県の調査を裏づけるような農林省の調査というところにあるいはなるかもしません。それはいづれでもよろしいわけですね。農林省自身が確認を持ち得るという調査でなくともこれはよろしいだろうと思ひます。けれども、要するに、これは県知事が地域を指定いたしました、これは農林省の農林大臣の許可を得る、こういうふうになるかと思ひます。第一義的にはこれは県が線引きをされるものと私は思ひます。もちろん農林省の基準に基づいてということになります。そこで、どうしてもやはり小名浜が〇・九〇八、これは農林省が確認をしてみなければ何とも言えせんということなんだろうと思ひますが、現実がやはり〇・九〇八出ました、ないしは〇・五出ました、そうして工場は有害物質を、ここではカドミでありましたけれども、

それを排出しているという状態の中では、これは指定せざるを得ないというふうには私は理解するわけですがね。これが現実であるわけですよ。そこを歯切れよくひとつ答弁をしていただきたいと思いますね。

○政府委員(中野和仁君) 私が非常に抽象的に申し上げているように受け取っておられるようでございますけれども、具体的にこの地域を指定するかどうかというのを言われておるのだと思ひますが、政令でこういうところは指定の要件をきめて、その要件自体を土壌汚染対策審議会にはかきつけてきめるわけでございしますが、いま小名浜を指定するかどうかというのを言われまして、それは指定いたしますところまでは申し上げられないわけでございします。

○村田秀三君 私は小名浜を指定するかどうかという聞き方をしているわけではございません。最初申しましたように、実は実例をあげたほうがわかりやすいんじゃないかというところでございまして、でありますから、そういう状態が認められれば、それはもちろん指定されますよと、こういう答えがあればそれでよろしいわけですね。

○政府委員(中野和仁君) その点につきましては、カドミウムにつきましては、一PPM出るような土壌、そういうおそれが著しいところを政令で要件としてきめるつもりでございしますが、小名浜のいま説明されましたところがそれにはまらずれば当然指定するわけでございします。

○村田秀三君 これはきのう来やっておりますので、どうも私も重ねていろいろとお伺ひするのはいさぐらい悪いわけでございますが、警備地区を環境要観察地域に指定をされて、これは厚生省です。そうして、それはその地域一帯を見ますならば、それは〇・七、〇・八もありました。一・三五ぐらいのところもあるようであります。そういうことでされたわけですね。この間の連合審査のときには厚生省が指定をした要観察地域、これは第一義的には地域指定をされるであらうと

いう答弁はされておりますね。それと同時にまたきのう来一PPM以上でなくとも、よしんばそれ以下であっても、つまり将来汚染されるであろう、汚染度が高くなるであろう客観的条件、これがあればやはり個別的に調査をして、そうして地域指定をするのだというふうには私は聞いておったのです。それでよろしいのですか。

○政府委員(中野和仁君) それではよろしいと思ひます。現に一PPM以上の土壌、それから近くそれに近づくおそれのあると申しましたようか、近くそれに近づくことが明らかとなるところは指定をいたしたいと思ひます。

○村田秀三君 そこで、政令規定見込事項の中に、「一定量以上」ということが書かれております。これも政令でびたつと幾ら幾らというようにおきめになるのじゃないかと思ひますが、これはもういまから大体予定されるわけですか。

○政府委員(中野和仁君) 本来ならばこの土壌汚染の問題でございまして、たとえばカドミウムが土壌に一PPM以上入っているところというふうなきめ方にすべきだと考えております。しかしながら、たびたび申し上げておりますように、まだ土壌に、たとえば一PPM入ってあればこれは人の健康をそこなうおそれがあるという段階に達しておるといふ一義的な証明がついておらず。そこで当面は、米一PPMという厚生省の基準がございします。食品衛生のそれを取りたいということを考えておるわけでございします。そこで当面は、この一定量と申し上げますのはカドミウムを一PPM以上含む米が生産されるというふうに考えていただきたいと思います。

○村田秀三君 そうしますと、いま前に私が質問申し上げました一PPM以下であらうとも、客観条件の中では将来蓄積されるであらう、そういう危険性があるであらうという地域は、これは該当しなくなるわけですか、政令の中で。

○政府委員(中野和仁君) この「見込事項」にございしますように、「一定量以上の特定有害物質が含まれる農畜産物が生産され」ところ書いてあります。ここが一PPM以上となるわけですね。「若しくはそのおそれが著しいと認められる」と書いておられますので、その一定量というのは一PPMということとで、それに近いところは入れると、こういう意味でございします。

○村田秀三君 くだいようですが、わかりました。そうすると、その汚染が著しいと認められる地域、たとえば、先ほど実例を申し上げましたその日橋川の水を使っている限りは、これは将来蓄積されるであらうというところは、これは計算されるわけですね。まあ排水の問題であるとか、そういう問題、今後の規制いかによるといふことにもなりまして、うけれども、いずれにしてもこの下流域地域、まあよしんば〇・〇程度の含有量が検出されないという地域であつても、その日橋川を使っている限りは、これは将来やはり一PPM以上になり得るであらうというところは計算がつくわけですね。そういう地域も入れるわけですか。

○政府委員(中野和仁君) 少しそれは範囲が、先生がおっしゃいますのは広過ぎると思ひます。ここで書いてありますのは、近い将来それに近づくことが客観的に見ても確実だと思はれる地域に限定をいたしたいと考えておりまして、水が流れておるから、その可能性がある範囲はみんな、こういうふうには言えないというふうにならねばならぬと考えております。

○村田秀三君 きのう北村委員の質問の中にもありました。〇・四PPM以上の米が現に生産されれば、その辺に境界を置きたいということですか。

○政府委員(中野和仁君) 〇・四というのは、たびたび申し上げて恐縮でございしますが、これは厚生省の調査をしよとするための端緒といひます。か、手がかりでございします。われわれのはうはそれよりはもう少し狭くなるんではないかというふうに思っておりますけれども、これはまだ私はそういうふうには思っておりません。具体的な調査をいたしました上で、どの範囲に限ったらいかにということ、具体的に審議会等にはか

て詳細な基準はきめたいと思っておるわけでございます。

○村田秀三君　そこで申し上げますが、まあ一・四以上、これは政府は買い上げない。そこで一・四から一までの間は買い上げはするけれども配給はしないことですね。だから少なくとも一・四以上の地域は、急速に対策を立てなければならぬ地域だろうと私は思うんです。よしんば、後はど触れまされども、対策、計画を立てる、そして防止事業をするわけですから、その防止事業が効果がありつつあるといたしまして、これは一・四以上のもので配給はしない、買い入れはしないことであるならば、これは国の損失というものは将来とも続くということになるわけでありまして、当然これは対策をしなくてはならない地域であろうと私は理解するわけでありまして、その辺はどうでしょう。

○政府委員(中野和仁君)　一・四からすぐ対策が必要かどうか、これは先ほど先生もおっしゃいましたように、排出規制の強さにも私は関係してきていると思います。それでたとえばある工場の排出規制がある数字になっておりまして、ほんの少ししか排出しない、あるいはもうすでに機械が改良されて排出していないということになりますと、一・四程度のところはあるいは指定する必要はないのかもわかりません。これ以上は蓄積をいたしません、そういうものとの関連がございまして、一律に一・四以上のところは全部緊急性があるというふうには、あるいは言えないのではないかと考えています。むしろ、緊急性があるのは、やはり現実を一をこえていくところ、ほんのそれに近いところというところに、私は緊急性があるというふうな思っております。

○村田秀三君　これは緊急性の問題ですが、一・四以上というのは、とりわけ緊急性があるかと思えます。しかし、防止事業を直ちに開始して効果をあげたというわけでも、土壌の問題は一・四ですととまるわけですね、理屈の上では

は、そうしますと、やはり一・四以上の米は買い入れはするけれども配給はしないという状態が続いて、そして国は損害をこうむる、こういう問題であります。ないしは現実の問題として、一・四以上の汚染地帯の自主流通米は移動を停止されたり、そして売れないという問題が起きたり、現実に農家に損害を与える。あるいはその地帯の野菜にいたしまして、あそこは汚染地帯だということ、これは販売にならないという問題が出てくる。こういう問題があらって、現に農家に損害を与えるわけでありまして、そこは緊急性がないからというふうな考え方をしたという、これは、私はいかにがかなと思っております。同時に、完全に防止し得るかどうかということになりますと、私は後ほど触れまされども、これはなかなか完全に防止し得るという状態ではなからうと思えます。だとすれば、やはりその対策地域というのは、むしろ排水の使用される地帯ないしは排水の拡散する地帯一帯を指定をして、その中で現実の問題として防止事業を興すのはここ、ここでありまして、具体的ななきめ方をしたほうが私は効果的だろうと思えます。いま二であればほうっておいていいということにならない。二であるものを三にしないようにするのが私は最も大切なことであろうと思うのです。そういう考え方を私は持っているわけでありまして、この考え方はどうですか。

○政府委員(中野和仁君)　要観察地域というの、必ずしも一・四ではないんです。そこでは先生はたびたび一・四以上と、こう言われるのですけれど、

〔理事亀井善彰君退席、理事高橋雄之助着席〕

これは調査のとり方によるのですけれども、一・四から上はということにはならないわけでございます。そうなりますと、あとはそういうことで厚生省が要観察地域を調べて、いろいろと何種類かの調査をやっておられるようでございますが、それは人の健康との関連でつくっておられるよう

あります。今度は土壌汚染の場合は、これ以上土壌が汚染しないように、あるいはしてしまつたところをどうするかということで、全体としての計画を立てるわけでございますが、必ずしもダブリません。けれども、また逆にそれじゃ非常にそれより狭くなるかといわれますと、あるいはそうでないのかもわかりません。その辺のことになるかと思ひますが、そこで私が先ほど申し上げておりますのは、現に一・四以上出ていくところ、近い将来それになりそうなることをまとめて指定をすべきだということを考えておるわけでございます。必ずしも一・四以上をみんなしなればいかにぬというふうにも考えていないわけでありまして。

○村田秀三君　どうもあれやこれやの場合をいろいろ言われるものですから、ますますこんがらがります。私が、そうしますと、私は先ほど磐梯であるとか、湯川の話もいたしましたが、湯川地域まで対策地域に指定をする、そして具体的な防止事業は、その中で最も緊急を要し、かつ効果的であろうという施設について実施をする、そういうふうに理解していいのですか。

○政府委員(中野和仁君)　先生が言われます地域は私まだよくわかりませんので、そこまで入れると言われるのですけれども、これまたちょっと何とも申し上げかねるわけでございますが、非常に抽象的で恐縮でございますけれども、この現に一・四出ているところ、それに近いところ、近くなりそうなるところを指定いたしましたして、そうして、それじゃ指定があればすべて排土、客土をやるかという、そうではございません。排土、客土をやるか、あるいはそれに近いところに水源転換をやるか、石炭をまけばいいというところが出てくるかもしれません。そういう計画を具体的に立てるわけでございますので、お願いいたします。これは、われわれも警備等は至急にやるつもりでございますので、その結果をひとつお待ちいただきたいと思います。

○村田秀三君　地図がないとなかなか理解できないようですから、その辺でこれはやめておきます。それから対策計画の中の事業としてかんがい排水路の工事ということになっておるわけでありまして、このことについて具体的に申し上げますと、あくまでもこれは警備の例ということになりまして、工場の上の水源を取って汚染された農用地のみをかんがいするというこの考えですと、これは湯川の問題なんというのなかなか解決つかないのです。要すれば、工場排水は川に落さないのだと、日橋川という本流に落さないのだという観点に立たないと、これは解決しないと思うのです。そうしますと、これはわれわれが概念的に考えております農用地のかんがい排水路というものとは相当違った角度で検討してみなければならぬのじゃないかという感じがいたしますが、その点はどうでしょう。

○政府委員(岩本道夫君)　それぞれ現地によって事情が違いますので、一般論として規定することがむづかしい面がございまして、まず、やはり汚染を防止するためには工場排水を規制するのが第一だと思います。この規制につきましましては、すでに質疑応答で明らかになっておりますように、農林大臣は関係大臣に要請をしまして排出規制をやつてもらうわけをございまして、その排出規制をやることによつて目的を達すればこの水源転換等の工事をやる必要はなくなるわけでございます。まずそれが本来であるかと思ひます。水源転換でかんがい排水事業をやるというふうなことは経費がたいへんかかることとございまして、なるべく排出規制を主にしてやるのがたてまえであるかと思ひますが、土壌の汚染を防止するということ、どうしてもそれでは十分でないという場合に見地、どうして水も考えなければならぬと思ひますが、水に關係する仕事でございまして、客土と違ひまして、ある一部分だけかけるといふのは非常にむづかしいこととございまして、その場合には相当広い範囲を目的とする仕事にならざるを得ないのではなからうかという感じがいたします。

そうなりますと、その費用負担をどうするかという問題は、具体的な費用の割り振りの問題として、別途具体的な現地について検討していかなければならないと思いますが、事業の性格から、かんがい排水の事業というのは、やはり広い面積になるのではなからうかというように考えられます。

○村田秀三君 水の問題はいまおっしゃられたように、私もなかなかこれは非常にむずかしい問題だろうと思えます。だから地図を持ってこないとなかなかわかりにくいわけですが、ずっと下流の湯川のはうまで対策するような規模の工事ではなければ、これは成功をおさめるわけにはいかない。そういう意味ではそこまでやはり対策地域に指定する必要があるんじゃないかというところを実は申し上げておったのですがね。

それからもう一歩ちょっと考えてみますと、少なくともやはり工場、これはもちろん第一義的には排水規制をするということは当然であります。しかし完全にでき得るのかどうかというところを考えると、私は今日の技術の状態においてはなかなか不可能じゃないかという、そういう考え方を持っておるものです。それはもちろん、むしろ農地局に質問するというよりも要望になろうかと思えますけれども、結局日橋川の本流には排水は落とさないというたてまえで、それは相当大規模な下水道を利用して、そうして終末処理を完全にするという、その構想を前提としない限りは、私は解決はあり得ない、こう実は考えておるわけでありまして、まあその防止事業と関連をどうのような今後の計画をお持ちになりますか、考えるところがあれば御答弁をいただいてけっこうでございますけれども、まあ私の要望といたしましては、それらの点を十分考慮して、ひとつ施行されるように、計画を立てるよう要望をいたしておきたいと思えます。

それからもう一点は、これまた非常に困難な問題でありますけれども、完全にというより、完全性を高めるためにということでありまして、これも、防止事業の中には煙の問題は直接ないわけ

ですね、工事としては。ただこの法文の中で理解できることは、ばい煙の排出基準、これを農林大臣がいま関係大臣に要請をして、そうして県知事に勧告することができるといふものだけが関連があると思うのです。で、結局その問題について、大臣の決意というものがどの程度であるのか、そうしてそのことがはたして可能なかというところに私はなるかと思うのでありますが、具体的に、つまりそれ以外のばい煙に対処するところの対策というものがもし考えられておるとするならば、ひとつお答えをいただきたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) この法律をつくり出す前からいままのようなお話についても政府部内では率直に申し上げておるわけでありまして、まだし、このまま放置しておいていいというわけではありません。大気汚染を通じて土壌が汚染されることを防止いたさなければなりません。その対策としては抜本的なもの、または排出規制の強化等発生源対策があげられると思うのであります。たとえばまあグリーンベルトのようなものをつくって、そうしてそれによる防止対策といううなことも一つは考えられたわけでありまして、さらに種々検討をいたしまして、これに対処してまいりたいと思っておりますが、私は出てくる公害というもののについて、公害を出すのは人間の知識で出すわけでありまして、たとえばばい煙なんかでもそうであります。それで亜硫酸ガスが出るのから、御存じのように、硫酸を取って処理しておるところがございます。これはやはり人間の知識でつくり出した公害を、人間の知識でたたくみに処理して、経済効果をもたらしているようなものもあるんでありますから、われわれもいたしましては、今度こういう公害に真剣に政府も取り組むわけでありまして、あらゆる角度から、そういうことを検討してまいらなければならぬのではないかと、こう思っておりますわけでありまして。

○理事(高橋雄之助君) この際、本案の審査を一

時中止し、農薬取締法の一部を改正する法律案等を議題とし、村田君の質疑を許します。

○村田秀三君 議題を変えてまことに恐縮ですが、委員長のお許しをいただいで、農薬取締法に関連する質問をいたしたいと思えます。

それは、けさの新聞を見ますと、一昨日、北村委員が質問をいたしておりましたが、BHC等の母乳汚染の問題、それと同時に森林除草剤の二四五丁、この二つの問題に関する記事が載っておったわけですね。そういう意味で、急遽ひとつ質問を追加してみたいという気持ちになったわけでありまして、まさにこれは北村委員が心配をされ、そしてその使用について禁止の方向での検討を迫っておった理由というものが明らかにできておるんじゃないかと思うのです。そこで、端的に申し上げますが、BHCなど禁止の問題については、厚生省はこれは母乳にまで影響を及ぼしてきておる、これはたいへんなことであるから、近く農林省に対してその使用の禁止をひとつ申し入れる、こういう新聞の内容であります。したがって、この新聞から見ると、まだ農林省には何らの連絡もないのかとも思われますが、もしも連絡がありました場合に、どのように措置をなされますか、これが第一点。

それから、この二四五丁、これはとりわけ催奇性の問題がだいぶ議論をされておったわけでございます。明らかにベトナム等におきまして、その例証が出てきておるといふことであれば、やはりこの問題については、大臣から相当慎重な発言はされておるようでありまして、少なくとも早く私は使用を停止する必要があるんじゃないかと、こう実は考えておるわけでございます。その二点について、ひとつ御答弁をいただきたいと思えます。

○政府委員(中野和仁君) まず、第一点の、BHCの問題でございます。昨晩、厚生省のほうから私のほうの担当課に連絡がございまして、それもちょうとよくわからないのですけれども、連絡が

ありましたのは、新聞のほうから、どうするつもりか、農林省に禁止を申し入れたらどうかね、こういうことを新聞のほうで聞いたそうでありまして、それに対して担当官が、そうしようかなということを言ったという話でございます。それをあとからその担当課が——これはまた母乳を扱っている課ではございませんので、乳肉衛生課だそうでございます。その課長から、私のほうの課長に、そういうことを私のほうの担当官が言ったので、あした新聞に出るかもしれないから、あらかじめお知らせしておきますという釈明の電話があったわけでございます。われわれのほうは、きょうにならましてこれを担当いたしますのは、母子衛生課のほうでございます。そちらにどういうふうなことになるかというのを聞いて合わせましたところ、来年の三月までに中間的に緊急調査をやることにして、それを取りまとめたいと、その結果に基づいて、農林省に対策を検討していただきたいという申し入れをするということに言っておりますので、一兩日中にそういうことになるというふうには、まだ現段階では承っておりません。もし、いまお尋ねのそういうことが正式にあれば、そのときは当然厚生省のほうでもいろいろ御調査になりまして、汚染源の経路等を教えていただくわけでございます。もしその結果、これはたとえてみますと、母乳にBHCが全面的に影響があるというところになりますれば、今回農薬取締法の改正がもし通過いたしますれば、全面禁止をいたします。すなわち、これは登録の取り消しをいたすわけでございます。それから汚染源の内容につきまして、これとこれとは使っていないけないということになりますれば、それはまた指定農薬にいたしまして、たとえばもうすでに稲には使わないというように指導はいたしておりますが、それを法律で明確にして、稲と何とには使ってはいけないと農林大臣の使用基準をきめまして、これを農家に守っていただく。守らない場合には、罰則がかかるという手段もございまして、そういうことで対処をすべきだということふう

に、いま考えております。

それからもう一つの、二四五丁の問題につきましても、私も先ほど新聞を拝見したわけでございしますが、これにつきましても、よくその辺を確めた上、これは林野庁あるいはこれは催奇性の問題でもございしますので、厚生省ともよく御相談をしまして、対処すべきだというふうに考えております。

○村田秀三君　そうしますと、いまの母乳BHCの問題はおよそわかりました。いずれにしろ厚生省が全国的に調査をするということ、これも新聞に出ておったようでありまして、その結果は三月ごろに集約できるであろうというところから、ただいまのような発言になったと思うのでありますが、いずれにいたしましてもこれは重要な問題でありますから、ひとつ嚴重に対処をしていただきたい、こう思います。それからBHCの製造は中止されておるわけでありますね、中止をされておる。そうしますと、よしんばそれが指定農薬としてある程度使用してもよろしいというものがあるとすれば、これは製造中止ということにはならないような気がするので、製造中止ということとは、全面禁止ということと私は同義語だと思ふ。ただ、しかしいま相当に在庫があるから、その在庫がある分だけをひとつ使用制限して消化しましうというふうな考え方が前提であるとするならば、これは私はいへんな問題だと思ひます。同時に稲わらには使つてはいけませんが、その理由が、それを食べると牛の乳にBHCが影響するのだ。であれば、牛は稲ばかり食べておるかというのと、そうではなくて、これは草も食べておる。もちろんつくったところの牧草も食べるのであります。同時に山草も食べるというわけでありまして、稲には使つてはいけなけれども、森林の防虫防除には使つてよいということには私はならないと思ひます。この辺の見解はいかがですか。

○政府委員(中野和仁君)　BHCの問題は、昨年来問題になりましたのは牛乳の問題でございまして、牛乳の汚染源を調べてみますと、稲わらと

いうことになったものですから、そういうものと関連で昨年の末農林省としては業界に自粛を求めて製造中止をしたわけでありました。したがって今後どんどんBHCがつくられるということにはございせん。ただ流通をしておりますのがわれわれの調査では七千五百トンくらいでございます。ございせんけれども、これはもう来年以降は稲には使われないうことをはつきりさせております。ただ果樹用なり、いまお話の森林用にはかまわないうわけでありまして、これを使つては非常な害があるということには現在なつておりません。そこで現在のところは残つてゐるものにつきましましては指定農薬にしまして、稲にはいけないう、果樹、森林等にはよろしい、こういうことにしたいと思ひておるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、厚生省の調査も三月までに出来ますので、その結果を見ましてやはりこれは果樹にもいけないうふうなことになると思ひます。果樹にも使われないうことを明確にしたいというふうなことを考へておるわけでありまして、

○北村暢君　いまの答弁で大体様子はわかりましたけれども、問題は、母乳のBHCの残留農薬の汚染された問題については、これはやはり先ほどの、昨晩における厚生省と農林省との課長同士の電話その他の問題がいろいろあつて、新聞に出る出ないという問題があつたという経過はわかりました。しかしそのくらい重要な問題であるといふことは、マスコミも重要視してゐることは間違ひないわけですね。クロロの問題、これは全部クロロは回収しましたね、製薬会社が回収してゐる。母乳の問題ですから、私もきつて、おとといですか、きびしく質問をしたわけなんですけれども、この法案を提出するにあつては、先ほど来言われているように、牛乳に対する稲わらが汚染源であるといふことで稲に対してはBHCは使わせないといふこと、使用禁止をしてゐる。しかし母乳については考へていなかったことは、私は事実だと思ひます。それがいま来年の三月ま

でに厚生省が結論を出すというから、それを待つてやる。待つて禁止することにすれば、いま作物といつても施設園芸くらいのものですからあれでしょう、来年の作付に間に合うといふことにはなるのだからと思ひますが、それが使つか、使わないうかといふことが未定ですから、実際にいま七千五百トンくらい流通はしてゐるということになる。しかもこれは土壌に残留すれば二年、三年は残留をして作物に二、三年は吸収されるという問題が出てくるわけですね。したがつて三月に使用を禁止をしても、ここ二、三年といふものはまだ残留農薬が出てくるという可能性はあるわけですね。

ですからこれは私はそういう意味において、いま禁止しても二、三年は出てくる可能性があるんですから、早い機会にこれは手を打たなければいけないのではないかと今思ひます。ですからこれは私も母乳に関する問題です。それから、一生を通じて幾らとればよいというふうな聞きな問題ではないと思ひます。ですからこの間からもきびしく言つておるのですが、これはやはりこれだけ公害問題がやかましくなり、もうとやかくのごまかしではきかぬところへきておるわけですね。もう東京都も一刻も早く追跡調査を徹底的にやると、こう言つてゐますね。そういう事態にありますから、これは私は政治判断からしても、すみやかに使用を中止するといふ農林当局の配慮が必要だと思ひます。おとといの論議を聞いて私はさすがに農林省だと思つた。これは牛は大事にするけれども、人間のほうはお粗末だ、人間より牛のほうを大事にしてゐる、これはさすがに農林省だと思つて感心して聞いた。これでは許されませんよ、常識ではね。農林省のいままでの農業に対する考へ方といふのはそういうふうな感覚だった。人間よりも牛を大事にする政策でまことに見上げた心がけだけれども、それでは今日私は通用しない。

だからそういう意味において私は事は厚生省の課長と農林省の課長とのやりとりであつたかもし

れないけれども、ああいうことが新聞に堂々と出るといふことは、申し入れするかしらないのか、するかもしれないと言つたことが、もうすると云つたやうに出てしまつた、それくらい私はマスコミは敏感にこの問題にきておると思ひます。そこは私はやはり行政の範囲で許されるものと、政治判断の問題であると思ひます。けれども、そういう意味において私は農林省にもこの問題に対しては、もう東京都が追跡調査をどんどんやるというところが出てきていますからね。それにその結果を待つて何だのかんだの言つておるよりも、農林省は判断として緊急性を考へるならばすみやかに何らかの処置を、やばり様子を見てゐるとか、結果を待つてゐるとかいう時期ではないような感じがしてゐる。これは私の政治判断だからまあそういうのであります。そういうことなんです。

それからもう一つは、果樹、林業にもとおつしやられましたが、いままでの論議を聞いてゐると、農薬といふのは農業サイドだけのものを考へておる。林業のほうには林野庁で、農政局の所管ではないといふふうな感じを受けてゐる。したがつて牛乳の汚染が稲わらであると、こう言うのだけれども、それは確かに長崎等において牛に稲わらを食べさせておるところには、そのBHCが稲わらが汚染源であるといふことは言えるかもしれないけれども、北海道等は牛に稲わらなんか食べさせないけれども、しかし稲わらだけが原因なのかどうかといふことについては若干疑問があるんです。BHCはその牛のえさになる稲わらだけでなく、林業にもBHCを使つてゐるわけですね。山にも使つてゐる。牛は、BHCをまいた草から、BHCをまかない草だからと区別しては食べないと思ひます。だからこれは林業の問題、特にまた牛は草のあるところを好んで、本能的に草のあるところへ行くわけですね。そして山にBHCを使つてゐないとは言えない。そちらのほうはどうなつてゐるのか、実態はさっぱりわかりません。こういうことでは、したがつて、牛乳一つ見ても、稲わらだけ見てもこれは可能性は多い

ところ天敵による防除、また新しい薬剤の開発ということも委託調査なんかもいたしておりましたが、絶えずそういった新技術というものは変わっていくと思います。そこで、厚生省なり関係方面なりが製造中止なり使用禁止という線が出れば、当然これは森林においても使えなくなる。ただ、いま申し上げましたように山の緑が害虫によって失われるというときに、まあいま一応農薬として認められておるところのBHCを使っておるわけですが、しかもそれはアルファ、ベータという残留性の高いものはほとんど使っておりません。分解の早いガンマBHCに切りかえておるといふようなことではないです。

それから放牧地の話が出ましたが、これは肉牛の場合は相当山の中に入っておる例も知っておりますが、乳牛の場合はそれほど奥のほうの山に入る例は聞いておりません。まあいづれにしてもそれは放牧地なのか、あるいは単なる放牧地でないところへ、国有林の中に黙って入っていくのかどうかというところ、そういうお話がございましたが、一応薬剤をまく場合には放牧地とか採草地とか人家とか、その近いところにはまかないという方針で進んでおります。

○村田秀三君 これは最後になりますが、先ほど二四五丁の今後の考え方を農政局長から聞きましたが、慎重に検討すると言ってみましたが、四十六年度は使いましたということでは私はならないと思います。ですから私は一昨日来の論議を聞いておりますと、時期は六月ごろだそうでございますから、その六月前に、つまりきょうの新聞に出ておりますようなおそれ十分であるという方向が確認できるならば、六月前にもやはり使用しない。あるいは全然これはもう影響がないということとが確認できて、そして使用する。まあいづれになるかは別といたしまして、少なくとも六月前に結論が出るというふうになるのかどうかです。ね、これはまあ省で決めなければ林野庁でも使いたくなくとも使うということもありましようが、これは林野庁長官と農政局長にそのところをき

ちっとお聞きしておきたい。

○政府委員(松本守雄君) 先般二四五丁の話がいろいろとございました。まあ新聞紙上にも出ております。けさの新聞にもベトナム枯れ葉作戦に關するパリの会議というのがございまして、そこへ行ってこられた先生も慎重にやるべきだということも言われております。その行ってこられた先生にも、なお早急に問い合わせたいと思います。なお問題は二四五丁が人体にどのような作用をするのかという医学的な分野につきましては、これは林野庁のよく扱えるところではございません。そこでそういう例が言われておるところの二四五丁の使い方と日本国内の使い方を比較してみなければならぬ。ベトナムで使われておりますのはヘクター当たりのもく量も非常に高い量をまいておるわけでありまして、一二・四キログラム。日本ではまいておるものは一キログラムから二キログラム、これは原体でございます。しかもベトナムでまいておるものはもう繰り返し繰り返しまいておる。相当太い林木まで枯れる、落葉するといふ効力で、しかもその二四五丁と一緒に使っております製剤には油性の、一度ついたら離れないというふうなものを使っておるようであります。

ところが、日本で使っておりますのは分解が非常に早い。しかも気候も温暖で湿潤であるといふことで、いろいろな研究機関によるところのデータでは二カ月ぐらゐもあれば分解してしまうといふことが言われておる。そこでもう一つは、その濃度の点につきましては、いまお話ししましたが、それから頻度、何回ぐらゐ繰り返し繰り返しやるのかというところであります。農業で使われております農薬と違ひまして、林業には林木一生の間、一回か二回か三回というところで、しよつちゅう使っておることではございません。そういう頻度の点からいいますと、まあ影響ないだろう、また残留性にいきましても、そういう薄いのものが何回も何回も繰り返し返されて撒かれるという場合に、蓄積性、残留性、そういうものからいいますと、いまお話ししましたように……。(そんな講

釈要らぬよ)「とても聞いてられないよ」と呼ぶ者あり)

○村田秀三君 いまそんな問題聞いているのじゃない。いまの林野庁の状態を聞いているのじゃないです。とにかく新聞にも出て、いま問題があるわけだから、六月が使用時期だそうだけれども、その前に使うのか使わないのか。(安全性の宣伝やっているじゃないか)「何だ、不見識な」と呼ぶ者あり)

○政府委員(松本守雄君) それではそういうことで、説明はそれくらいで終わらしていただきますが、もう少し……(安全性の宣伝なんか聞いているのじゃないよ。と呼ぶ者あり)この春までまだ期間もございまして、十分科学的に關係方面の意見も聞きながら、慎重にこれに対する答えを出してまいりたい。關係方面の意見その他がありまして、これがクロという結果が出ますれば、当然これは中止をしなければいけない。どうも失礼いたしました。

○政府委員(中野和仁君) いま国有林野の使用としての林野庁長官の御答弁があつたわけでございますが、われわれといたしまして、その催奇性の問題その他厚生省と緊密に連絡をとりまして、その薬が人畜に影響があるといふことになりましたら、これはこの法律が通過しましたあと取り消しという手段等もございしますので、そういうことで対処をいたしたいと考えております。

○理事(高橋雄之助君) ただいまから再び農用地の土壤の汚染防止等に関する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○河田賢治君 今度法律は新しくつくられるのですから、その施行の結果についてはわれわれ立法府の国会議員として責任を持たなきゃなりません。したがって、本来なれば、十分こういう問題について各一条一条これを質問もし、また答弁もいただく、討論も重ねるといふのが私たちは責任のある態度だと思ひますが、残念ながら私の持ち時間というものは大体、いま委員部のほうから言

われたんではもう十六分しかありません。新しい法律をつくるのにわずか十六分しか私には与えられない、非常にこの点は残念に思ひます。今後とも新しい法律はわずかな修正の法律とは違ひますから、こういう点は十分これから運営についても御検討をお願いしたいと思います。

第一に、もうかなりいろいろな点で質問がされましたので、私はできるだけ要点を抽出して質問いたしますが、農用地の土壤汚染防止について、政令では、当面はカドミウム、そしてまた次いで銅と亜鉛を規定する見込みと、こういう見込み事項がございまして、銅についてはいつからやるのだといふことについては、まだ近い将来といふことで、はっきりといふところから、来年やるか、あるいはこの暮れにでもやるとか、来年ですね、そういう答弁はありませんでしたけれども、しかし有害物質については、それぞれかなりの面では学者の諸君が研究しているわけなんです。たとえば、銅などにつきましては、これは局長も言われましたように、農林省の技術者やあるいはまた学者諸君が、すでに一九六〇年代の初頭にこれを研究して、現に農林省自体でもこういうものをまとめられて発表されているわけですね。これによりまして、たとえば足尾で有名な、本会議でも問題になり、明治初頭から鉱害のまず一番大きかった足尾においても、御承知のとおり銅の問題は非常に大きな公害闘争の領域に属しておりますし、またそれがために研究もかなり積まれておる。

この調査をまとめられたこの農地局監修の「農業と公害」という四十四年の四月発行されたものによりまして、一九三六年の春日井博士や一九四〇年の石塚博士らの研究によつても、〇・〇一ミリグラム、これでは一〇〇%の収穫があるといふことが書かれてあるわけですね。そうして、これが一ミリグラムに達すれば大体四八%収量、つまり半分近くになる。こういうふうな水耕液の中の銅と稲の相關關係といふものはかなり明らかにこの本ではされておるのです。したがって、この本でもまたさらに土壌内の銅の濃度と稲の生育

関係というものもかなり法則的な関係があるというところが出てきて、その実際の数値がここに出ております。それからまた銅の被害地の研究も行なわれて、現地でのこういう調査もかなり進んでおるのです。で、一応の研究の成果がもうりっぱに今日ここに発表もされておるような状態なんですから、私はこの公害問題で早くこういうものの政令を私たちが定めるべきだと考えます。

もちろん、この銅以外のこともこの本の中にも書いてあります。しかし、御承知のとおりもう一方では銅山自身も、銅山つまり事業所自身も、足尾では煙のほうの害をなくすためにはもう自溶炉——みずから溶ける——自溶炉を完成して亜硫酸ガスが硫酸として回収生産されて、煙害はもうピリオドを打ったといわれておるのです。あるいはまた別子銅山では、ベテルゼン式の収煙設備をドイツから輸入して、亜硫酸ガスから硫酸を回収して、化学肥料を造成して、つまり一石二鳥の効果を出して、もう川に流れる汚染だけが問題になるわけです。しかし、もちろんこれがこれらの製造過程で十分なこれがなくともある程度これを製造業者がいろいろ研究を重ねれば、こういう方向もかなり公害の発生源でなくすことができるだろうと思ふのです。ところがこういうことがきまらぬものですから、結局あの広大な足尾銅山の下流では農民がいまだに——この間テレビでもやっておりまして——いろいろと河川の近くでは非常に収穫が減つておる。そうして、一々川から秋の取り入れ後にはどろをあけてそうして外に捨てて。そうして川の流域から少し遠くなれば収量は大体一〇〇%取れるというふうなこういう結果を生み、農民もこういう戦いを続けて、毎日毎日の今日苦しいこの農業条件のもとで、また生活条件のもとで彼らは生存をしておるわけです。

を出していくと、そうして、それで規制をする、また製造過程もさき申しましたようにだんだんと業者自身も公害の問題に対するいろいろなこの反発が起これば彼らも財布のひもをゆるめて、そうしていろいろな設備の改善をやるに違いない。そうすれば今日こういう土壌汚染についての一応のこういう特に被害の大きい地域では早くこの政令をもって定める。そうして一応暫定的にもきめて、さらにこれを科学水準の完成、発展に伴って、また政令でこれを改めると、こういう処置が必要ではないかと考えます。ただ、いろいろな、今日政令をきめたあととを要するのがたいへんだとか、あるいはまた、十分に全国的にこれが実施されるのがなかなか困難だからということに延ばしておるようでは、この政令をつくり上げて、そしてできるだけ早く資本家にも規制をする、また働く農民にも有益な農作物を早くそしてつくってもらうという方向にはなかなかいかぬだろうと思ふんです。こういう点から、この政令の問題を定める問題について、銅、亜鉛等は今日の水準から見ればたして何とかこれを守らなかならぬものかどうかというこの問題についてひとつ質問したいと思ふんです。

をどうきめるかというのを早急にきめまして、なるべく早い機会に銅、亜鉛を指定をしたいというふうに考えております。

○河田賢治君 次に、汚染対策地域の指定の問題ですが、これは都道府県知事あるいはこれらの地方自治体の定める問題と、それから農林省で今日まだ環境基準なるものはできておりませんけれども、土壌汚染防止について、やがて地方自治体でも進んだところはやはり農民の利益を守るためにもこういう環境基準をつくることであらうと思ふんです。その場合に、地方自治体がこの土壌汚染防止法の環境基準をみずから設定して、そして条例をつくりあげる、今日、いわば農林省としましては、カドミの土壌汚染ではなくして、これらの土壌の中から生産された米、これが一番中心になつて一PPMというものが基準になつておりますが、こういう環境基準を地方自治体で条例を定めたいという、また新聞などにも発表しておる地方自治体もありますが、この基準をきめる場合に農林省はどのようなお考えを持しますか。地方自治体独自にやることはやらせていくというお考えですかどうですか、この点を聞きたい。

○政府委員(中野和仁君) 環境基準は、今度の基本法の改正によりまして、政府が人の健康の保護あるいは生活環境を保全するために維持されることとが望ましい基準をきめるわけでございます。この環境基準を頭に置きまして大気なり水の法律における排出規制がされることになるわけでございますが、土壌につきましては、先ほども申し上げましたように、たとえばカドミウムにすれば土壌に一〇PPM入つておれば人の健康をそこなうんだということまで究明がされております。そこで当面一PPMというところで出発をしたいというのを申し上げたわけでございますが、先ほど河田先生の申しやいました知事がやるのは、これは排水基準と大気なり水の法律に基づくきびしい基準でございますが、これは環境基準ができません間でも当然できるわけでございます。で、土壌のことを考えまして知事が、いわゆるきびしい許容限度といまして、上乗せ基準と言っておりますが、これは当然つくることができるところです。農林省も、土壌の関係からいましてよりきびしい基準の必要がある場合には十一條でもって知事に勧告をいたすというところでございます。

○河田賢治君 じゃ一つ具体的な例を申ししう。いま米の問題では一PPM、これが、以上、以下で基準になるわけですが、この基準として、地方自治体で、この基準をカドミの〇・四PPMです、これを以上にして、そしてこれに基づいて対策、計画を立てる、そしてたとえば東京都では、御承知のとおり、日本電気のあの工場に端を発したカドミの汚染で、多摩川流域の昭島、立川、国分寺、八王子、府中、各市で広範な地域の土壌、河川が汚染され、その程度でも用水、川の水です。それから水田土壌では八九・九PPMとか、米の中には最高が二・四PPMというように、安中や黒部をはるかにしのいでいるわけですが、これももちろん抽出地点というのがわずしか出ておりませんからどの程度の面積ということはおわかりませんけれども、この生育調査が今後必要ですけれども、この一PPM以上のところは三地点〇・四PPMをれば九地点と、こう大幅に差が出ています。もしも東京都が、今日人間の健康を保つためにはどうしても安全基準をつくらなくちゃならぬ、そのためには、御承知のとおり米の買い上げも〇・四PPM以上のものは現に買っているわけですね。これが食糧法の問題ではどうなるか。これは別といたしまして、都は、そういう規則で、住民の健康、人間の生命、これがもう地方住民に直結しておりますから、これは大事だということでは買い上げておるわけです。その場合に、たとえばこの指定地域をかりにここですとしまして、ここは市街化区域になるかあるいは調整区域になるかもしりませんけれども、かりにここが農用地としてずっと存在をしますとすれば、この地域がそうなれば、やはりこの地方自治体で〇・四PPMの産米地帯、これらをやはり計画の中に

入れるに違いないと思うのです。こういう場合に、農林省のほうでは、これはもう省令違反あるいは政令違反だということで農林大臣はこれを承認しないということになりますかどうですか、この辺を伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 東京都下の問題につきましては、まだ私たちのほうで具体的に調査をしておりませんので適確には申し上げられませんが、けれども、この法律の適用をいたしましては、先ほどからたびたび申し上げましたように、一PPM以上の米が出る土壌、それに近い将来、もう客観的に見ましてもなるおそれのあるところは、この指定をいたしたいと考えております。またそういう当面の政令の要求はきめたいと思っております。

ただ、いまの〇・四PPMというお話は、先ほど村田先生のときにたびたび申し上げましたように、これは厚生省が要観察地域をつくるための調査の糸口といひましようか、端緒でございまして、〇・四PPMがそのまま地域指定以下かどうかということは、これは別の問題でございします。

○河田賢治君 これは昨日もだいたひ、米の含有量の中のカドミの一PPMについては、厚生省自身もこれは暫定的なものである、ほんとうに科学的にこれは決定したものでない。また現に日本のいろいろなこの方面のいわば専門学者にしても、厚生省の、あの尿の中から〇・三五ですか、ああいう取り方は、一日だけ研究したって、そんなものはわかるものじゃないと、日の中にも、時間的ないろいろ上り下りがあるし、非常に不安定な問題だ、だから、結局安全なものには〇・四PPMくらいが最小限安全であらうということを発表しているわけだ。こういうものが、つまり厚生省自身もこれは暫定的なものだと言っている場合に、農林省やあるいは農民の立場から見ると、私たちはこれをもう絶対これ以下であつてはならぬというふうな、そういう考えはちよつと私は正しくないと思うわけですが、しかし、御承知のとおり、このカドミの問題を立てる場合に、たとえば事業者

の負担の問題、対策地域の計画の中にいろいろと防止事業をやりますが、大きな鉱業所では発生源が一つですから、これは簡単なんです。ところが、東京付近のあのようなところは、きわめて小さな、わずかに三人から五人ぐらひの零細な業者がカドミを使つてメッキもしておる。あるいは途中でやめた者もある。それからまた、かつて、ずっともう戦前に使つていた場所もある。で、こういうものは、これをいわば事業者負担に入れる場合に、非常にこれは困難ですね。一つのところならもう完全に――安中とか、あるいはその他日光とかというところならもう完全に事業者負担ということもできますけれども、そうでない、零細な企業者もたくさんある、大きいところもあるという場合には、地方自治体としてもこれを事業者負担に割り当てることはかなり困難である。いま負担させられたらもう倒産するところも出てしまふ。こういうような場合もあると思ふんです。そのうすると、負担能力のある場合には、やはり一つの事業計画の中には、これはどのようにして事業負担を取るのか。これもやはり取らなきやならぬとお考えになるのか。あるいは、かつてそこへたれ流しをしてた何カ月間の量はどのぐらひになるというふうな計算をさしてこれは取らなきやならぬものなのか。この辺をひとつ聞き、さらに、東京都あたりでは御承知のとおりお米なんかについても、補償は工場へ持つていかず、あるいは資本家に持つていかず、都に要求しているわけですね、一PPM以上の米は、どこも買ひ手がな

い、事業者がわからぬというので、都にこれを買つてくれという要求をしているんです。こういう場合は、非常にたくさん発生源のあるときには、これらの地方自治体というものは非常に困難を感じるわけだ。しかし、こういう場合でも、事業計画の中に、これらの事業負担を地方自治体が肩がわりするところもあると思ふんです。そうすれば、もう地方自治体はこの事業計画を立てるにあつて、みずからの負担というものは相当たくさん持たなきやならぬ。国が多く持つてくれれば問題はありませぬけれども、地方自治体の財源からしてそういうこともできないであらう。こういう場合は、一体農林省としては、あるいは政府としては、どうお考えになりますか。

○政府委員(中野和仁君) 御指摘のように、単一の事業体が発生源であるということがわかつておれば、これは確かに簡単でございします。複合している場合等がございします。この点につきましては、これは法律の原則でございしますが、費用負担法の五条にその原則を書いておるわけでありまして、それは抽象的でございしますけれども、この「事業活動の規模」なり、それから「施設の種類」なり、あるいは「排出される公害原因となる物質の量」なり「質」なり、その他の事項を基準としまして、結局、それぞれの案分といひましようか、そういうことをきめるという原則が書いてあります。これをもとにしまして、施行者が各企業に案分をするわけにございします。その場合に、中小企業等の問題につきましては、この法律にもございしますが、「中小企業者に対する配慮等」という規定がございまして、「国及び地方公共団体は、税制上及び金融上必要な措置を講ずるよう努める」ということが書いてあります。それぞれの具体的な事情に応じてそういう対策が講ぜられるかと思ひます。それから国といひましては、先ほどからこの問題は出ておりましたけれども、財政負担の問題でございしますから、最終的には、大臣も申されましてけれども、予算できめることになると思ひますけれども、できるだけ国の負担も持つていふことで努力をするということにございします。

る。ですからこの用水路というものであるいは河川というものが、非常にこれは汚染されているわけです。また当時、亜鉛や青酸カリなんかの溶液も大量に流したといつて当時勤務していた立川市の衛生課長も話をしております。また十一年前、立川で小林純教授が〇・四七PPM検出して、汚染されていたといふことを、ことしの一月の雑誌「世界」でも発表されているわけですが、おそろしく今日の立川基地内、どの程度にこういう汚染物質を流しておるのかといふことははっきりわかりません。しかし、過去にはそういう工場があつたといふことも事実なんです。そうして、この河川がかなり、上流からもあるいは下流にもこういう発生源がそこへ注いでおるわけですが、こういう場合に、この軍用地内へ、汚染の調査あるいは水質調査、こういう関係から、農林省はこういうところへもどんどん入つて調査をおやりになることができませんか、あるいはまたやる意思がございしますか。この点を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 土壌汚染防止法によりますれば、立ち入り調査は農家の農用地に立ち入るといふことになっております。ただし、排出規制との関係は、先ほどたびたび申し上げましたように、これは大気の流れ、水の法律に基づきまして、都道府県知事がきびしい基準を定めるといふことになっておまして、その場合に工場、事業場等に立ち入るといふことになっております。そちらのほうの法律で米軍の関係に立ち入れるかどうかといふことは私はわかりません。

○河田賢治君 ここに川が流れているのです、川の底のいわゆる底質ですね、ここにはもうカドミがうんとたまつてゐるわけだ、さつき申しましたように、二〇〇何倍という非常に大量のものがあつて、やはり米の一分以上のところは、水質も非常に悪いといふことがもう東京都の発表しましたこの資料の中にも明らかにしているのです。そうすれば、たとえばここで一つの計画を立てて、そしてここで特別な汚染防止地域として指

定する。そうすれば、その河川の流域、たとえば米軍がその地域を持って、そこを川が流れているのですから、そういう川の流域も改造しなければ、これは防止の計画は立たぬと思うのです。こういう場合に、農林省なり、あるいは都がやるかもしけれども、農林省なり、あるいは都がやるかもしけれども、当然こういうところにも入って、そしてそれらの調査もする、あるいは工事をしていよいよやることになれば、そこへ入っても王事をやるか、こういう問題なんですか、こういう点をばっちりしておいてもらいたいと思う。もちろんこれは外務省の関係かもしれませんが、あるいは防衛庁かもしれませんが、しかし、農林省がそういう腹を持たなければ、さっきの問題のとおり、何でも厚生省とか、きめられぬようではだめなんですね、その点ちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 立ち入り調査は、先ほど申し上げましたとおり、都道府県知事が権限を持っていて、都道府県知事が米軍の施設なりと話し合いをしまして、その了承をとった上で立ち入るといふことはもちろん可能ではないかと思ひますが、具体的な運用は都道府県知事にまかされておるわけでありまして、またその指導につきましては、それぞれの担当の各省が正式にきめることだと私は考えます。

○河田賢治君 最後の一つ、これは大臣に質問したいと思ひます。農林省で土壌汚染の防止法をつくられるときには、私たちから見てもこれは当然だといふような条項が、もう最初の「目的」のところからずっと入っていただければ、それが日を経るに従って、こうだんだんと後退してきて、新聞なんかでも公害問題はだいぶ後退してきていることが世に言われているのです。また新聞でも、この法案の作成の過程で、財界から、おそれる経済団体連合会、あるいは商工会議所等かもしませんが、土壌汚染防止の立場からきびしい規制が実施されると企業経営が不可能になる。第二に、したがって、カドミ等の有害性や、人体、農作物などへの影響の科学的究明が不十分なる現状

では、予防的排出規制は時期尚早であるという趣旨の意見書が提出されたといわれております。これは新聞でございまして、はっきりしたことはわかりませんが、当然農林省あたり受け取っておられるのじゃないかと思ひますが、この点ひとつ大臣にお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) いまの農林大臣は、一ぺんもそういうことは受け取ったことはございませぬ。

○河田賢治君 そうだとすれば、財界の圧力はなかったというならば、最初の原案ですね、水質あるいは大気汚染は、単なる一般的な公害を防ぐだけであつて、人間の健康また生命を維持するための農産物をつくるわけでしょう。そうすれば、特別の、特に有害物質などについては特に土壌の中にこれは蓄積されるわけですから、普通の意味での規制とは異なつた規制をしなければならぬ。このことは科学的にも明らかなんですね。そうするとそういうものが大体において法案の最初に立案された当時は、それが入っておりましたが、こういうものがなくなつて、そしていま提出されておる法案が出たといふことはどういふ理由に基づくものか、この点をひとつ釈明していただきたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) 第一次とか、第二次とか、原案というお話がありました、そういうことは私は見たことありません。

○河田賢治君 それは農林省の大臣でなくして局長さんあたりが集まつておつくりになつたかもしませんが、そうすると一応、この担当の局長さんにお尋ねします。最初に九日に出たやつがありましたね。それから十三日に、これがだいたい変わつてきて、それでいよいよ大綱ができて法案になつたわけですが、その辺のいきさつについてお伺ひして私の質問を終わりたいと思ひます。率直にひとつ述べていただきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 土壌汚染を防止するためのいろいろな規制をし、かつ対策をとる、こういうことでございまして。その立案を農林省が命ぜ

られて、われわれ筋書きを考えた際に、ほかの法律と関係なく、一応土壌だけから見てこういうことで筋書きならこうなるといふことを一ぺんつくつてみたことがございまして。そしていろいろ考へてみますと非常に変わったとおっしゃいますのは、おそらく排出基準のところだと思ひます。が、これは私たちが、あのときに頭のうちにありましたが、一般の基準では土壌汚染対策としてはゆるいとおっしゃいますか、そういう基準ではないかという場合にきびしい基準をつくるんだということにしておつたわけですね。その点は今回の法律の第七条でもそういうふうにしておりまして、都道府県知事が必要な措置をとるものとするといふことで知事に義務づけておるわけでございます。立案の趣旨は変わつていないという私のつもりでございます。

おそろくもう一つ、御指摘は無過失責任の問題があるかと思ひますが、これにつきましてはたびたびこの席でも申し上げましたように、なお通常国会を目ざしていろいろ検討するといふことになつておりますので、土壌だけで特別の問題でございませぬので、これはここから落とした、こういういきさつでそんなに初めからこの法案の立案までに大幅に後退したといふふうには私たちが考へておりません。

○河田賢治君 終わります、時間です。

○宮崎正義君 昨日からいろいろ論議をされておられて、なるべく重複を避けたいと思ひますが、大事な点についてはやはり重複せざるを得ないといふこともあらかじめ御了承をお願いしたいと思ひます。

最初に特定有害物質の指定のことにつきましてお伺ひしたいと思ひますが……

○政府委員(中野和仁君) きょう御提出いたしました政令規定見込事項にも書いてございまして、当面一番問題になつておりますカドミウムにつきましてはまず指定をしたいと考えております。それから、いまわれわれといたしまして過去の調

査等も持つておりますし、緊急にいろいろな調査を進めまして、銅、亜鉛の指定を續いてやりたい。それからあとわれわれの頭にありますのは鉛、砒素でございまして。この重金属は人の健康とも関連がございまして、厚生省といふいろいろ御相談の上、その辺のことがまとまつた際に、指定をいたしたいと考えております。

○宮崎正義君 なぜあらためてそういうことを言うかと申し上げますのは、やはり農用地の土壌汚染防止に関する法律案を当然政府がお出しになるのには、ここにもありますが、「ついで」銅とか亜鉛とかを規定する見込み、さらには鉛とか砒素等——いま答弁がありました。というのは、過去から多くの汚染問題で国民が悩まされてきておるわけですね。したがって、今回の法律の制定をする場合には、当然公害をこうむつておる国民の上の立場からすれば、銅、亜鉛、鉛、亜鉛に乗つておるものは当然これは乗せるべきであるといふふうにお聞きをしております。

一例をとつて申し上げますと、これは北海道の幌別炭鉱と言ひまして、壮瞥町にあるところですが、これは明治三十五年採掘をするようになりまして、大正九年にこれは三井鉱山の所有になりました。現在では北海道炭坑株式会社が変わつておりますが、これは幌別炭鉱と言ひしておりますが、一時は一万九千トンぐらゐを採掘しておつたわけでありまして、この鉱山から多くの公害を起しておるわけですが、これはいま始まつたわけではないわけですね。創業から考えまして、また大正正年間に——大正九年に本格的にやるようになってきておりました、もうすでに相当年限を経てきているわけでございます。この間私どもが知らない間にどれだけこの公害を受けて、あるいは極端な言い方をすれば人命をそこなつていたかともわからないといふことが言えるわけですね。この公害の問題がずっと起きてきて初めてこれも粗上につけてくるわけでありまして、この幌別炭鉱の及ぼす影響といふものについてどのようにお考へになつておりましたらうか。

○政府委員(中野和仁君) 私突然伺いましたので、不勉強でございますので、まだ的確にお答えできるかどうかわかりませんが、至急いま調査していただいたところによりまして、洞爺湖に入ります長流川の上流に鉾山がいますお話のようにあります。これは酸性水PH三・四ぐらい出しておる。この影響で洞爺湖の水がPH五になっておるといふことでございます。このかんがい用水を使用して水稲が植えられておるわけでございますが、水稲は酸性に強いので、水稲としてはそれほどの被害はないというふうな報告を受けております。また、土壌の汚染はないというふうなわれわれ聞いております。なお、漁業者の話によりまして、ヒメマスが資源が枯渇しているとの話であります。これは洞爺湖の水の酸性であるのかどうかはまだ明確ではないというふう聞いております。

○宮崎正義君 実はそういうふうなうまい回答ならいいんですが、現実にはあまりにも違っているわけですね。それでこれは通産省の公害保安局の課長さんが見えてますね。この幌別炭鉱の内容についてひとつ御説明願いたいと思います。

○説明員(伊勢谷三樹郎君) お答え申し上げます。先生幌別炭鉱とおっしゃっておりますが、これは炭鉱ではございませんで、硫黄鉱山です。先ほど農政局長から御答弁がございましたように、この長流川の上流には鉾山が実は二つございまして、一つが先生御指摘になりました幌別硫黄鉱山でございます。もう一つは同じ硫化鉄鉱を掘っております幌別硫黄鉱山です。この二つの鉾山がございまして、幌別硫黄鉱山には、先ほど農政局長がおっしゃいましたように、非常に強い酸性水が坑内水として出てまいっております。これを処理いたしたために二つの方法をとっております。一つは鉾山の近傍におきましてボーリングを多数打ちまして、そのボーリングの穴を通じて地下に浸透させる、そういうふうなことでPHを改善するという方法をとっております。もう一つの方法は、出てまいりました酸性水を石灰を石灰しました

槽の中を流しまして、これで中和をして流しておるといふ方法をとっております。非常に酸性が強いために現在の処理のしかたは必ずしも十分とは言えないのでありまして、私どもが持つております一番新しいデータでも、鉾山の排出口におきましてPHは三・六であるというデータがございまして、

さらに、この地区におきましてもう一つの問題は、幌別硫黄鉱山からさらに下流のほうに弁景温泉という温泉がございまして、この温泉がまた酸性の温泉でございます。で、これと重なりまして、これが洞爺湖に流れ込んでおるわけでありまして、ごく最近におきます洞爺湖流入入口におきまして私も監督局の検査によりまして、これはこの十月の八日の検査でございますが、PHは五・八であるというデータが出ております。御承知のように水質法によつてきまっております環境基準は五・八から八・六の間であればよろしいといふことになっておりまして、いろんな努力の結果現在ようやくこの環境基準の下限にまで持ち込むことがようやくできたといふことでございます。

もう一つ幌別硫黄鉱山というのがございまして、この幌別硫黄鉱山は石炭の投入をやりまして処理いたしておりますが、この鉾山の排出のデータは、四十四年の七月のデータではPHが六を上回っております。ただ非常に残念なことに、四十五年の六月に私どものほうで調査しましたところ、これがPHが四・六と逆戻りしているわけでございます。これにつきましては、監督局のほうから鉾山に厳重なる指示をいたしまして、と同時に始末書を取っておりますが、鉾山側の釈明によりまして、当時は非常に過水期であったために、非常に希釈度が少なかったのだということとを申しておりますが、これは理由にはなりませんが、その後も鋭意改善に努力されているという現状でございます。

で、問題は、この幌別硫黄鉱山の酸性水を抜本的に処理するのにどうしたらいいかということが

一番の問題でございます。これを十分にやりまさんと、なかなか環境基準を維持することがむずかしいわけでございます。そこで、いま北大の後藤教授に御相談を申し上げまして、どうやってこの強い酸性水を中和していったらいいかということとを研究中でございますが、私どものところに入っている情報によりまして、例の北海道でん菜糖の工場がありまして、この廃液を処理しますのには、石灰でもって処理しまして、この処理をしたときに凝物としてライムケークというものがあつた。これは非常に強アルカリ性の物質でありまして、これをここに持つてまいりまして、これによって中和をすれば相当の効果が出るのではないかといいことが言われております。これが実験の結果非常に有効であるといふことになりました。通産省といたしましては、明年の雪どけを待ちまして、この処理施設を設置せよという方針で目下臨んでいるところでございます。

大体以上のようなことが当地におきます鉾山の状況でございます。

○宮崎正義君 いま幌別硫黄のことは言いません。幌別硫黄のことは言いませんけれども、われわれは大滝鉾山とも言っているのですが、この硫化鉾のズリをそのままにしているといふことは御承知ですか。

○説明員(伊勢谷三樹郎君) 聞いております。それにつきましては、この硫化鉾のズリを排除するようにすでに指示し、かつその工事をやっているはずでございます。

でどうお調べになっておりますか。

○説明員(伊勢谷三樹郎君) お答えいたします。先生御指摘のように、この鉾山の排水処理の改善はかばかしくないじゃないかというお叱りでございますが、まことに残念ながらそのとおりだと思います。データの上でその辺の経緯を少しく御説明いたしますが、鉾山の排出口におきます排出のデータを時系列でちょっと申し上げてみますと、四十三年の十二月のデータはPHで二・八、このPHの数字はあるところまでは大きくなるほどよくなるというところでございまして、四十三年の六月にはPHが三・〇、それから四十四年の七月にはPHが三・六、四十五年の六月にはPHが三というふうなことで、先生御指摘のように、改善ぶりはまことにかばかしくないといふのは先生御指摘のとおりでございます。

○宮崎正義君 そこで、先ほど答弁の中にもございましたけれども、長流川の合流の地点、それから洞爺湖まで約十キロぐらいではないかと思ひます。この十キロぐらいある山林とか河川、それからその付近にある宅地、それから公園に及ぼす影響性、そういうものをお調べになったことございましてか。

○説明員(伊勢谷三樹郎君) 私ども監督部の直接の仕事は、この発生源対策といふこととございまして、その周辺の被害状況といふことについては私どものほうでは直接調べておりませんので、そのようなデータは持ち合わせておりません。

○宮崎正義君 これは当然その監督局である方面でやはり調べておく必要があるんじゃないかと、こう思うわけですね。それから、及ぼされている影響性というものは当然これはデータもつくり上げておかねばならないのじゃないかと思ひます。

今回この公害問題等がこのように国民全体の中から起きてくる中で、しかも大正九年からやっている操業のことから考え合わせても、これは当然なやるべき処置であり、またそれに対する対

策というものが今日まで考えていなければならなかったと思うのです。先ほども御説明がありましたが、中と装置だとかあるいはボーリングしてその中に落とすといふお話もありましたけれども、実際問題としては経営が成り立たないような形で、そこまで手が回らないといふ、そういう硫黄鉱山に在る所長の話を私は直接伺ったこともあります。こういう点から考え合わせると、そのまゝ何年も何年も放任をしておくと、そこに私は問題点があると思うのです。この点についてどういふふうにお考えになっていこうとされるか、またどうそれをお考えになっていこうか。本来ならば通産大臣をお呼びしてはつきりさせなければならぬところですが、おいでになりませんからやむを得ませんけれども、どういふふうにしていくか。また将来はこのように処置をして、そうしてこの国民に影響を与えていくことに對してはこのように助成も補償もしていくといふような、こゝまでいかなければいけないのじゃないかと思うのです。この点どうなんですか。

○説明員(伊勢谷三樹郎君) 第一点の、被害面に対する調査の件でございますが、私どもの調査は、先ほどちょっと落としたんですが、発生源におきます調査といふことのほか、環境の調査といふものもやっておりますので、その辺までは私どものほうで十分やっていると申すことを申し添えておきます。

それから第二点でございますが、先生も御指摘になりましたように、非常にこれは弱小企業ではないか、したがってその処理がはかばかしくないという原因の一つは、その処理施設に金を投ずることができないからそういうことではないかといふことでございしますが、実際はそうおりでございまして、幌別硫黄鉱山を經營しております会社は、北海道硫黄株式会社と申しまして資本金は五千万円という非常に規模の小さな会社でございます。したがって、相当金を大々的に投ずればある程度の処理は可能でございますが、そうもい

かないといふところが非常に悩んでございまして、そこでいろいろとできるだけ最小の費用で最大の効果をあげるためにはどうしたらいいかといふような研究が必要になってくるわけでありまして、それで先ほど申し上げましたような方法を講ずるといふのは、もっぱらそういう観点から考え出されておるわけでありまして、この方法によりましてうまく処理できますれば、非常にこの種の問題としてはまあいい。できるだけ、そういうふうにしてできる範囲内で最大限の努力をさせるという態度で処理をしていきたいという方針でございます。

○宮崎正義君 はつきりしていると思うのですが、この助成をしてやるかやらないかということなんです。そうしてやればあつてあつていふことは、これはどうにもならないような事態じゃないでしょうか。ただ助成するといふことが悪ければ、監督局のほうで、もう一步手を入れて、これは早急にやらなければいけないと思うのです。これはいふまでもないが、私どもは騒いでおります。したがって、私どもは特にこれを取り上げたわけですが、いふまでもないが、御答弁だと、お金をつきだせばできるのだ、できるのだといふ話だけでも、そうさせるのだ、そうさせるのだといふ話だけでも、相手方がお金がないのですから、これはお金がなくて酸性のひどいのを流しているわけですから、これは大局の上で立つても、当然手を打ってあげなければ、その手の打ち方はどうしてやるのだといふことをやはり明確にしていかなければいけないのじゃないか。

まあ、それはそれとしておきまして、なぜ私、こういうことを言いますかといふと、約十キロのところがあるところ、河川も赤銅色になっていふもの、色が全く変わっている。もう河川だなんていうものじゃないといふほど、赤銅色に砂も岩も石ころもみななっております。それから流れてきて長流川の合流のところからまたさらにひどくなつてきておる。長流川の上のほうはこれは魚がとれる。合流点からは一匹もとれないといふふうになって

いるわけですね。ですから、その一事を見ていしましても、人体に、人畜に影響がないといふことは言えるはずはないと私は思うわけですね。で、さらに山林が汚染されて、そしてその土地が、宅地が汚染されていく。それが今度は国立公園のほうに及んでおるというところから考えまして、農用地の範囲といふものを農政局長は、本法案のことだけにどうもいふところがあるのか、その点について伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 今回提出いたしております法律につきましては、第二条に定義がございまして、(「耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。）」といふことになっておまして、具体的に趣旨を御説明いたしますと、普通の田畑それと、採草放牧地、それからお肥培管理をいたしておりますところの都市公園といふふうな、小さな苗木等をつくりますところの苗木の畑、そういうところまで含めて考えておりますが、先ほどお話がありました山林、宅地といふことはここでは考慮しておりません。その理由は、当面問題になりましたのは、人畜に——人畜といひますか、「人の健康をそこなうおそれがある」といふことと、それから生育障害によつて農家に経済的打撃を与えるといふところに着目してつくつたわけでありまして、たゞたゞそれ以外のものをどうするのだといふ御質問があるわけでございますが、その点につきましては、たとえば林地にいたしまして、林地汚染と人の健康あるいは生育障害の関係等、まだ法案としてお出しして対策を立てるところまで調査、研究が進んでおられないので、そういう研究を進めまして上、それぞれの担当部局が対処するといふことになつておるわけでありまして。

○宮崎正義君 厚生省国立公園部の岡田課長さんですか、洞爺湖の今日の水質といふもの——水質のほうは今画庁のほうでしようけれども、どんなふうな形態に今日国立公園が保たれているか、現況を説明願ひたいと思ひます。

○説明員(岡田達郎君) お答え申し上げます。最近におきます洞爺湖の自然景観でございますが、これにつきましては最近におきます旅館等の増加等が影響いたしまして、透明度等は相当落ちおるといふふうに聞いております。で、洞爺湖のみならず、全国的にもこうした傾向がはなはだしくなつてまいっておりますので、今国会にも審議をお願いしておりますところでございますけれども、自然公園法の改正案を提案いたしております。

○宮崎正義君 経企庁の西川審議官ですか、洞爺湖の水質についてどのように調査されておりますか。

○政府委員(西川喬君) 洞爺湖につきましては、温泉街の汚染によりまして汚濁が進行しつつあるといふような情報は耳にいたしておりましたので、現行法によりまして、保全法によりまして、温泉街といふものが規制の対象となつておりません。そのようなことから、実は現在まだ洞爺湖につきましては北海道庁のほうにおきまして水質保全のほうの調査水域にもなつておりませんので、われわれといたしましては、厚生省のほうから話もありましたように、湖沼の問題といふのが温泉によりまして、温泉街その他によりまして汚濁してきているといふのが相当全国的な問題になつてきている、いまそのような情報だけで、調査はいたしておらなかつたわけでございますけれども、新しい今国会に提案されております汚濁防止法によりまして、いわゆる三次産業的なものまでも将来規制の範囲を広げるといふような観点から、早急に湖沼のほうのそういういふものについて早急に調査の手を広げてまいりたいといふふうに考えておりますが、現在におきましては、まだ画庁といたしましては調査いたしております。

○宮崎正義君 洞爺湖の汚濁といふんですか、四方が大体農地であり、山林であり、それから雨が降れば雨と一緒に農薬が及ぼす影響性といふ

合流点からは一匹もとれないといふふうになって

いるわけですね。ですから、その一事を見ていしましても、人体に、人畜に影響がないといふことは言えるはずはないと私は思うわけですね。で、さらに山林が汚染されて、そしてその土地が、宅地が汚染されていく。それが今度は国立公園のほうに及んでおるというところから考えまして、農用地の範囲といふものを農政局長は、本法案のことだけにどうもいふところがあるのか、その点について伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 今回提出いたしております法律につきましては、第二条に定義がございまして、(「耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。）」といふことになっておまして、具体的に趣旨を御説明いたしますと、普通の田畑それと、採草放牧地、それからお肥培管理をいたしておりますところの都市公園といふふうな、小さな苗木等をつくりますところの苗木の畑、そういうところまで含めて考えておりますが、先ほどお話がありました山林、宅地といふことはここでは考慮しておりません。その理由は、当面問題になりましたのは、人畜に——人畜といひますか、「人の健康をそこなうおそれがある」といふことと、それから生育障害によつて農家に経済的打撃を与えるといふところに着目してつくつたわけでありまして、たゞたゞそれ以外のものをどうするのだといふ御質問があるわけでございますが、その点につきましては、たとえば林地にいたしまして、林地汚染と人の健康あるいは生育障害の関係等、まだ法案としてお出しして対策を立てるところまで調査、研究が進んでおられないので、そういう研究を進めまして上、それぞれの担当部局が対処するといふことになつておるわけでありまして。

○宮崎正義君 洞爺湖の汚濁といふんですか、四方が大体農地であり、山林であり、それから雨が降れば雨と一緒に農薬が及ぼす影響性といふ

○説明員(岡田達郎君) お答え申し上げます。

३३५

散け

果てしなくあります。

けれども、まず第

25

してき

しずまー

॥

考へ

の地区

三

考文一

てお

排出

辨系典

ものは

糸系の

締む

○政府

るいはワカサギが数年前一番とれるころは百五十トン前後とれておりましたけれども、この一、二年はせいぜい二、三トンというふうな非常に漁獲が減っているというふうな承知いたしております。

○宮崎正義君 これはあそこ有名なモがあるのですが、そのモが全然なくなっちゃったのです。もう全くなくなっちゃったのです。これで非常に自然の美観というものを失っております。これは洞爺湖ばかりじゃございません。先ほど御答弁にもありましたように、日本全体の湖水というものに大きな影響を与えているということ、北海道なんか特に湖が一ぱいある。しかも、北海道の湖というのは特異な湖が多くて、多くの国民の人たちが北海道、北海道といつて観光に見るのも、やはり大きな一つの湖、そういう自然環境というのが非常にいいわけなんです。そういうところがだんだん北電の排水、あるいは旅館が並び、なまのままだんどん流し込む。それから食品工場、そういう工場から流し込む廃液、鉱山からは酸性の強い硫酸銅の排水が流れてくる、こういうようなことはもう至るところにあると思います。で、こういうことを考えますと、厚生省のほうはその国立公園という立場の上からどういうふうな——何というのですか、弁償というか、たとえば工場から、あるいは鉱山からどんなふうにして自然の破壊というものを弁償していくかという、そういう点は特に考えておりますか。

○説明員(岡田達郎君) お答え申し上げます。厚生省といたしましては、できるだけ自然景観を維持する、保護するという観点から、それぞれの所管官庁にお願いをいたしまして、できるだけその自然の景観が守られるようにとめるとともに、直接厚生大臣がその権限にございますいろいろな公園事業、あるいは公園の区域内におきます工事ににつきましての規制を厳正にやっておりますというふうな考えておる次第でございます。

○宮崎正義君 先ほどの岡田課長さんのお話がありました、浄化槽とかあるいは沈でん槽とかいうものを考えておられると言いますけれども、これはどういうふうに進められておりますか。

○説明員(岡田達郎君) 浄化槽あるいは沈でん槽、そういうものの設置につきましては、今後旅館等に対しましてそれを付置するというふうな私ども考えておるわけですが、その際に必要な資金面等の手当てにつきましては、たとえば環境衛生金融公庫等の資金を活用するというふうな考えておる次第でございます。

○宮崎正義君 地元は何年来となくこの浄化槽の問題で悩んでいるわけですが、大体十五億ぐらいかかるということ、その金の出場所というものを非常に悩んで陳情もしたというふうな話も聞いておるわけですが、この点に対してどんなふうな助成、考え方をしておりますか。

○説明員(岡田達郎君) お答え申し上げます。私どもの調査したところによりますと、現在北海道のほうにおきまして、先生御指摘の浄化槽とおっしゃいますが、これは公共下水道の布設の問題ではなからうかと思うのでございます。これにつきましては、現在も調査しておるというふうな話も聞いております。公共下水道の建設につきましては、これは建設省のほうの御所管でございます。これは、これは建設省のほうの御所管でございます。すけれども、私どもは洞爺湖のみならず、日本国じゅうのこうした汚濁の危険性のある湖沼につきましては、多かれ少なかれ単に個々の旅館なり、あるいは家庭なりが設けます浄化槽あるいは沈でん池、そういうもののみならず、公共下水道の整備ということが特に必要なことになってくるものだというふうに判断しておるわけでございます。担当の所管庁のほうに強くお願いしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○宮崎正義君 農政局長にも一回伺いますのですが、いまずとやりとりやっておりますが、国立公園というものを自然の保護という点から考えまして、それらに影響してくる約十キロから鉱山の廃液が流れてくる、それらが河川をよごし、それから宅地、田畑に影響を与えながら国立公園

の湖水の中に入ってくる。こういうことから考えてみて、これは汚染対策地域というふうな考えられないものでしょうか。

○政府委員(中野和仁君) 常識的に先生のほうのいま言われましたようなことであれば、それをまとめてどういう対策をとるかということについては一つのお考えかと思えます。しかしここでわれわれ考えましたのは、先ほど申し上げましたように、直接人の健康をそこなうもの、健康障害という面から入ったわけでありまして、いまのような広範なお話になりますと、対策としては、あるいは水質汚濁防止法、あるいは鉱業法といいたうか、鉱山保安法といいたうか、そういうふうないろいろな法律のほうからの規制というものが全部一つに重なる一つの対策というものでなければならぬのではないかと、いうふうに私は考える次第であります。

○宮崎正義君 これは各省にいろいろまたがっておりますものですが、前にも私はこの点を申し上げたわけですが、あそこでヒメマスの養魚をやっておるわけですが、その水を引き込むために農林省なら農林省だけで済まない、道路を横断すれば建設省、それから林野を開けば農林省、それから公園をいじるわけですから、今度は国立公園法に基づく厚生省というので、一つのことをやっていくのにも相当な、国民の側から言えどどこか一カ所に申し出ればそれがスムーズにいって、自分の要望していくものが簡潔にできるんだというふうな考えのものが国民の考え方だと思っております。それが、あつちへ行け、こつちへ行け、こつちではだめだ、あつちへ行けというふうな、一つのことをやっていくのに容易じゃない。

いま私がいろいろな方面から申し上げていることも、そういう一つの総合的な考え方の上に立って行政のあり方というものが将来は考えていかなければならないと思うのですが、これは次官がおいででございますので、次官の所見を伺っておきたいと思います。

○政府委員(宮崎正義君) 現在の現状は、仰せのような点が少々あると思えます。したがってその横の連絡を緊密にするということは、これは当然やらなくちゃいかぬと思うのですが、だからといってそれをじゃ、一カ所にまとめてうまくいかどうかというところにつきましても、なるほど窓口は一つになるが、実施段階になりますと、それぞれまた所管庁と連絡をとらなくちゃいかぬというふうなこともあるいは起こるのじゃないかと、こういうふうに思いますので、機構だけではなかなかちよつと私は一挙に解決するわけにはいかぬと思う。やっぱり姿勢としてその熱意といいますか、それがおのずから横の連絡も積極的に緊密になると思いますが、しかし、そうした面の弊害は、これはすみやかに除去するようにお互いに努力しなければいかぬと、このように考えております。

○宮崎正義君 農業の問題にしても、通産省で許可して、使わせるところは農林省、そしてその弊害を検査するところは厚生省、こういうことにならなければ。こういう点も大きな弊害をおおってきています。ですから、そういう点等も当然考へになつておるわけなんです、これがうまくいかなないというのが今日の日本の行政の姿、一挙にいきませんけれども、何年たつてもいかなないというふうな現況が今日の姿だと思つて、この点、将来の課題として私は希望を申し上げてその一元化していく方向、小さな範囲からだんだん大きな範囲へと一元化していくというふうな、小さいものからやっていくような一元化ということには非常に必要じゃないか、こう思つております。これは希望としておきますけれども。

それから、次に、北海道では共和米というのですが、共和村にできます米ですが、住友金属鉱山がそこにあるわけで、明治四十一年から製錬開始をやっているわけですが、これが大体六十五年間くらいにわたってカドミウムを流してきているわけですが、この点についての分析といいたうか、これがおわかりでしょうか、実情を。

○説明員(岡田達郎君) お答え申し上げます。厚生省といたしましては、できるだけ自然景観を維持する、保護するという観点から、それぞれの所管官庁にお願いをいたしまして、できるだけその自然の景観が守られるようにとめるとともに、直接厚生大臣がその権限にございますいろいろな公園事業、あるいは公園の区域内におきます工事ににつきましての規制を厳正にやっておりますというふうな考えておる次第でございます。

○宮崎正義君 先ほどの岡田課長さんのお話がありました、浄化槽とかあるいは沈でん槽とかいうものを考えておられると言いますけれども、これはどういうふうに進められておりますか。

○説明員(山本宣正君) 私のほうで十二月九日に北海道庁から電話連絡によりまして、共和村の四十五年の産米三十七試料を道庁の公害研究所が分析いたしましたところ、最高〇・九七PPM、〇・九PPM以上のものが二サンプル、〇・七から〇・八PPMのものが二サンプル、それから〇・六から〇・七PPMのものが五サンプル、〇・五から〇・六PPMのものが七サンプル、〇・四PPM以下が五サンプル、こういう結果が出たということが電話連絡でもらっております。道といたしましては、この汚染の精密調査を進めるといことで住民の健康調査を今後していくための方法を検討しているという報告を受けております。なお、飯山の排出中のカドミウムの濃度につきましては、〇・〇〇一ないし〇・〇六一PPM、平均では〇・〇二二PPMという程度の報告を現在受けております。

○宮崎正義君 率直に言いまして、これは農用地の土壌汚染地区の指定というように単刀直入に、時間がかかいますからすばと聞いてみるわけですが、いまの発表からいくと、これはなりませんね、ところが、はかた時期にもよると思うのです。そういう点を考えていきますと、これが、カドミウムが出るというふうなわけが広がります。自主流通米のほうに影響を与えてきているわけですが、この点について私は伺っておきたいのですが、この自主流通米に対する考え方で、農政局長ですか、食糧庁……

○説明員(内村良英君) 私どものほうにも共和村についてカドミウム汚染の報告はまいってあります。そこで、現在のところ、一・〇PPM以上の汚染は出ていないようでございます。御承知のとおり、こうした問題が起こったところにつきましては、県側の要請があつて現在公害地区の米の配給は一応暫定的にとめております。すなわち、食糧庁としては、持っている米を売却しております。そのような状況になっておりますので、自主流通米につきましてもなるべく政府に売るように指導しております。

○政府委員(中野和仁君) ちょっと補足しておきたいのですが、いまこの地域は指定になりませんでしようというお話がございました。ただ、これは先ほど通産省からもお話がありましたように、私たちが同じ報告を受けておりますが、百十五ヘクタールについて二十九点ばかりしか受けておりません。これでは、なるかならないか私ともわかりませんが、先ほど申し上げましたように、やはりこういう地帯につきましては少なくとも二・五ヘクタールに一点はきちんと等質の土壌のところをまとめて調査区をつくりまして調査をした上で対策を必要とするかどうかという判断をしたいと考えておりますので、必ずしもならないというわけではございません。

○宮崎正義君 いまそれを私は言おうと思ったんですが、先に答弁していただいたので、それはそのようにやっていただきたいと思います。それから、それからここで、いま食糧庁のほうのお話ですと、そういうところは大体自主流通米はさせないという方向づけなんですね。で、これらに対する将来の考え方はどういふふうにしていくとされるのか、これは農林省のほうになると思うんですがね。

○政府委員(中野和仁君) 対策地域の指定をまずやりまして、そこで対策計画を立てるわけでございます。そうしますと、場所によりまして、いろいろな考え方が出てくるわけでございますが、私たちのほうで第五条にございまして、やはり土地の利用をどう持つていったらいいかということとをまず考えるわけです。非常に汚染がひどいところになりまして、これは農地の復旧がむずかしいところ、あるいは、非農地にするよりしようがないかもしれない。もう一つの考え方は、やはりその地帯が米地帯だということになりますと、農家の希望としても水田に復旧したいということもございます。その場合には排水、客土等をやりまして、場合によっては水田転換ということをやることがあります。また汚染の程度によりましては水田をやめて

畑に変える、畑に変えなくても、やはりカドミウムが出るという問題がございますので、畑としてのやはり土地改良が要るかと思つてます。そういう手も考えなければなりませんし、また場所によっては非食物性の作物に変えるということも考えておるわけでございます。その点は具体的な地域の実情に応じて、綿密な申しますか、農家とよく相談した計画を立てるということになると思つてます。

○宮崎正義君 そこで食糧庁の次長にお伺いしますけれども、現在八千俵ですね、自主流通米が返却されてきちゃったわけですね。これはまあ契約当事者がやればいいんだと、こう言つてしまえばそれつきりだと思つてます。それだけじゃ済まされないと、こう思つてわけですがね。その点御存じでございますでしょうか。

○説明員(内村良英君) 現地からの報告によりまして、自主流通米と明記された検査請求書は受け付けられないということになっております。そこで、この米が完全にどこにも処分できないということになりますと、農家としては非常に大きな損失になるわけでございますが、一・〇PPM以下の米でございまして、政府はこれを買入れ入るといふことの措置をとりたいと考えておるわけでございます。

○宮崎正義君 そうするとこの八千俵に対するものについては、政府が買い上げるという方針で進まれるわけですね。先ほど農政局長からのお話がありましたけれども、将来といふますか、あつちこつちこういう問題は相当起きてくると思つてます。これに対しておそれる飯山と名のつくところの付近は一応名があるためにこんなような問題が一ぱい起きてくる。したがって、たとえば地域を指定するとかいうようなことも、全国的な一覽表でもおつくりになって、そして知らしてあげるといふ、先にこういうところはこういうふうにしてやる、こういうふうにするよという、方向づけやうか。

○政府委員(中野和仁君) その辺がたいへんむずかしいところでございまして、われわれのほうの過去の土壌調査によりまして、汚染の程度が相当いっておるといふ地域も大体わかつておるわけですが、ただそのわかつておる範囲でそういうことを発表しますと、このごろ、マスコミの悪口を言うわけではございませんが、たいへんだということになりますと、その農産物が暴落するという問題がございまして、やはり具体的な調査をやりますと、慎重にそれを取り扱うべきではないか。ただわかつておる範囲をばつと百とか二百とか出すといふことは私はいかがかというふうにか考へます。

○宮崎正義君 もう一つお伺いしておきますが、これは同僚委員がやはり聞いた中の点でありますけれども、その農用地の土壌中の特定有害物の含有量の程度を越えた地域ですが、また及び当該限度を越えるおそれ——これは論議をされておりますから——のある地域の土壌汚染が指定されると、いわゆるその地域は米は生産されないということになります。そうなりますと、そのようなどころは生産調整奨励金といふますか、そういうふうな対象にするのかしないのか、この点を伺つておきたいと思つてます。

○政府委員(中野和仁君) 具体的な例で申し上げますと、ことしの安中なり富山の三日市につきましては休耕いたします。ただ、政府のほうの生産調整の場合には三万五千円でございますが、聞くところによりまして八万円程度の補償が出ておるようでございます。農家はやはり高いほうがよろしいので、全部そちらのほうで休耕しておるのが実情でございます。したがって、おそれる原因者があつて、補償がつく場合はおそれるそちらのほうで休耕するのではないかと思つてます。ただ原因者が不明だとか、あるいは自然汚濁といったような場合には、これは一般の生産調整対策として考えざるを得ないのではないかと、いうふうにか考へております。

○宮崎正義君 そこで補償のほうのことになるの

ですが、先ほど午前中に前川委員も盛んにこまかく論議をやり取りされておりましたが、その点の中で、私が心配な点が一つあるんです。これは対象面積が十ヘクタール、こういうふうな大体の目やすというふうにお考えになっておられますけれども、農家の十ヘクタール対象だといふは、三反歩だとか五反歩だとか、あるいはいま改善事業をやっておりますね、改善事業をやっております。ましてたんの一枚の大きさを覚えております。そういう個々の場合に、それをどうするかというふうなお話もありまして、やり取りを聞いておりましたんですが、そこで個人が民法によって訴訟を起こしていくことになるんですが、農家は個人的なことになるに非常に弱い。何人か固まってそういう訴訟なら訴訟を起こす、企業体との訴訟を起こしていくというの、何人か固まってやればそうなるんですが、個人の場合になりますと、非常に何というのですか、泣き寝入りといひますか、従来の消極的な環境の中にきた農家の方たちが非常に泣かされるのじゃないか、わかりやすく言えばたのば一枚が自分の生活圏であった、生活のすべてだったというようにも言える人だっているんです。そういう場合なんかどうなふうにやるかといひますか。

○政府委員(中野和仁君) 対象面積として十ヘクタールというのは一つの例で農地局長が申し上げたかと思いますが、これは公共事業としてやるにはやはり相当なかたまりがなければならぬ。また土地改良法を適用してやるわけでありま。それ以下の面積につきまして復旧対策その他の対策事業としては、具体的にそういう地区が出てまいりますれば、その際に、公共事業でなくともどういふふうにするかといふことを具体的に検討して前向きにやりますといふことを申し上げたわけですが、ただそれと、いまの業者といひましようか、事業者との間でも、損害賠償の問題になると、これは農家と企業者との話し合いの問題で、費用負担の問題は別でございますが、これは施行者が企業者から直接徴収をしてやるわけござい

ます。ただ、その間民事上の損害賠償については両者の話し合いになるということになるわけでありまして、これにつきましてはいまの弱い農家のためというところでございまして、これは当然国なり県、地方団体が中に入っているいろいろなあつせんその他する必要があると思ひますし、われわれもそういう指導をしたいと思ひます。

○宮崎正義君 私の質問は終わりますが、次官がおいでになるので総括的に伺ひたいのですが、先ほどから私は申し上げておるのですが、農用地の範囲の問題、この点をもう少し、将来と云うけれども、いつの範囲に範囲を拡大し、また範囲のことを将来はこういうふうな考へておるのだといふその所見、それらを伺ひながら、先ほど来私が申し上げております各省間にわたつての統合が、今度は公害対策本部といふものができておるわけですから、その本部のほうからでも、先ほど来の一元化といふことを考へておる上でのどういふ方向づけをしていくかといふことを御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(宮崎正義君) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法案は、現実問題としております土壌の汚染に起因する農畜産物の汚染と農作物の生育阻害に対処することにいたしましたものであります。が、宅地、公園、林野につきましてはその汚染による被害の実情の有無等につきまして今後とも調査を進め、その結果によつて対処することにしたいといふのが農林省の現在の方針でございます。

○理事(高橋雄之助君) 本案に対する質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後四時五十三分散会

十二月十六日本委員会に左の案件を付託された。
一、花き振興法(仮称)の法制化促進に関する請願(第四八七号)
一、漁港の整備促進等に関する請願(第五〇五号)
一、仙台市蒲生海岸の渡り鳥渡来地の保存に関する請願(第五九〇号)

する請願(第五九〇号)

第四八七号 昭和四十五年十二月七日受理
花き振興法(仮称)の法制化促進に関する請願

請願者 熊本市九品寺五ノ六ノ一六熊本県
議長 倉重末書
紹介議員 園田 清光君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五〇五号 昭和四十五年十二月八日受理
漁港の整備促進等に関する請願
請願者 東京都千代田区丸の内二ノ四ノ一
九ビル五階五五〇号室内社団法人
全国漁港協会会長 林真治外三十九名

紹介議員 田口長治郎君

漁港整備事業を強力に推進し、漁業の近代的繁栄と生産の増強に資するため、左記事項の即時実現を要請する。
一、第四次漁港整備計画を計画期間内に完全に実施すること。
二、四十六年度漁港整備予算を大幅に増額すること。

三、特定第三種漁港および第三種漁港整備にあつての国庫負担率を引き上げること。
四、漁港機能施設に対する国の助成等の施策を強化すること。
五、海岸事業五箇年計画の促進と四十六年度予算の大幅増額並びに国庫負担率の引上げを行なうこと。

六、漁港整備事業に対する地方起債を確保すること。
七、漁港行政機構を強化充実すること。
八、漁村の生活環境整備の一環として、漁村内の道路整備を推進すること。

九、離島における漁港整備を促進すること。
十、漁港の航路標識施設の整備を促進すること。

第五九〇号 昭和四十五年十二月十日受理
仙台市蒲生海岸の渡り鳥渡来地の保存に関する請願
請願者 宮城県仙台市原町南目字町一二八
横田久子外二百七十五名
紹介議員 加藤シヅエ君
自然環境・学術研究対象保護の見地から、仙台港建設計画の一部を変更し、仙台市蒲生海岸を渡り鳥渡来地として永久に保存されたい。

理由
一、蒲生海岸の干潟は多くの渡り鳥の渡来地として貴重な存在であるが、仙台港建設計画によつて埋め立てられようとしている。同海岸は仙台湾工業予定地の南端に位置し、面積は干潟と周囲の砂浜やアシ原を含めて約二十六ヘクタール、工業予定地総面積のわずかに四分の一にすぎず、また、隣接地の養魚場などが埋立計画から除外されている点からみても、同海岸を保存することは仙台港建設に何ら支障をきたすものではない。

二、宮城県当局は公式には当分の間現状を維持すると発表しているが、他方では、今後付近の環境の変化によりいづれは渡り鳥の渡来地として不適になるだろうから他に適当な代替地を造る、という意向を示している。しかし、自然環境は代替地によつて簡単に復元できるものではなく、国内にも海外にもそのような例はない。